

平成31年4月9日  
千葉県報第13419号 別冊  
(4分冊の4)

平成30年度

## 千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人  
弁護士 石川英夫



## 第45節 グラウンド用白線

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、県立学校等において県が管理するグラウンドに白線を引くため等の用途に使用するラインパウダー（炭酸カルシウム）を購入する売買契約である。「グラウンド用白線」とは、その物品名である。

##### 2 契約の目的

- (1) グラウンド用白線の購入は、従前、各部署がそれぞれ行っていたが、平成22年度から、管財課が、共通消耗品の売買契約事務を取りまとめて担当する方式となり、現在に至っている。
- (2) 管財課が事務処理をする契約は、購入する「グラウンド用白線」の1袋当たりの代金、納入場所、納入期間、検査期日及び対価支払日等を定める単価契約を締結することであり、個々の注文は、各部署が、それぞれ必要な数量を指定して個別に管財課宛に注文し、管財課がその注文を取りまとめて、発注している。
- (3) 平成29年度において「グラウンド用白線」の購入を予定していた部署は、合計488であったが、実際に購入した部署は合計100であり、学校以外は6であった。

##### 3 契約の変更

本節の契約には、契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

##### 2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。入札保証金の免除は、財務規則107条1項2号の「当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に基づいている。過去5年度において、本節契約の相手方は、本節契約の入札者である。

##### 3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の各規定に該当しない者であること（契約締結能力、破産、暴力団関係者）。
- (2) 県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又はBの等級に格付けされている者であること。

- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること（自治令167条の5の2）。
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、入札公告4に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること。

#### 4 入札者の人数

入札者の人数は、1者である。平成23年度から平成25年度までは入札者が2者、26年度以降は入札者1者である。過去5年度において、落札者は、同一人である。なお、平成22年度以前は記録を保存していないとのことである。

#### 5 相手方

落札者は、千葉市内に本店をもつ創業36年の運動用品の小売店である。

#### 6 下請負

本節の契約には、下請負はない。

### 第3 契約金額

#### 1 代金額

本節の代金額は、単価契約の金額であり、20kg入りの1袋当たり723円60銭（消費税込み）である。平成30年度の購入予定数は6745袋であり、その代金総額は約488万円（消費税込み）である。

#### 2 予定価格

予定価格は、代金800円、消費税64円の合計864円である。この予定価格は、県内の業者2者から徴取した見積額を対比して、低い方を採用した金額である。

#### 3 落札率

落札率は、83%である。

### 第4 契約書

#### 1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書は、単価契約書の後に納入先一覧が綴られ、表紙と契約書との間に割印が押され、契約書の後に納入先一覧、次いで「談合等及び暴力団等排除に

係る契約解除と損害賠償請求の関する特約条項」が綴られ、これと裏表紙との間に割印が押されている。

- (2) 売買目的物を特定する事項は、共通仕様書並びにその別紙グラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧に記載されているが、共通仕様書以下は契約書に綴じられていない。

## 2 契約書の記載内容

契約書名は、単価契約書と記載されている。前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、購入する物品の種類、その単価、納入場所、契約期間及び対価支払期日並びに契約保証金の免除が記載され、その記載に係る売買契約を締結するものと記載されている。条項は、15条からなり、売買目的物の特定は、仕様書に委ねられているが、仕様書は別紙として綴られてはいない。そのほか、納品の際の検査、不合格品の持ち帰りと交換、履行遅滞、契約解除等が規定されている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。契約保証金の免除した理由は、財務規則99条2項3号である。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

グラウンド用白線は、各納入先に納入され、検査調書は、各納入先がそれぞれ作成している。

#### (2) 監督及び確認の方法

グラウンド用白線が納入されたときに、商品名と数量を確認しているが、成分検査はしていない。

## 第6 契約事務の進行

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 平成29年9月 | 各所属に対し平成30年度共通消耗品の年間予定数の照会 |
| 平成30年1月 | 見積書の徴取                     |
| 1月12日   | 予定価格の決定                    |
| 1月12日   | 入札公告                       |
| 1月26日   | 入札説明書の交付                   |
| 1月26日   | 入札参加資格確認申請受領               |
| 1月26日   | 紙入札方式参加届出書受理               |

|       |               |
|-------|---------------|
| 2月13日 | 入札参加資格確認通知書発行 |
| 2月15日 | 入札書受理         |
| 2月15日 | 仕様書交付         |
| 2月26日 | 開札            |
| 2月26日 | 落札決定          |
| 4月 2日 | 契約締結          |

## 第2款 指摘

### 第1 予定価格

- 1 予定価格は、契約の相手方になろうとする者が提示する代金が適正かを判断するための基準とするものである。財務規則110条2項は、予定価格の作成につき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して行うべきであると規定している。これは、市場価格及び契約の内容に応じて作成すべきことを規定したものである。
- 2 本節の契約では、入札の見込みがある者2者から参考見積を徴して、その低い金額の参考見積額をもって予定価格とするという方法で、予定価格を作成している。その結果、予定価格は、2者の参考見積額のうち低額な参考見積額と同額の865円（消費税込み）となっている。仮に市場価格に拠れば、一般の定価が約1836円（消費税込み）であるから、これを基準として算定すべきことになる。そして、数量の多寡については、購入数量が多いことを考慮すれば減額すべきことになるが、他方では、納付先が多数であって配達経費が掛かることから考慮すれば加算すべきことになるので、予定価格が市場価格から大きく乖離することはあり得ないと考える。しかし、実際の予定価格は、前述のとおりであり、市場価格から乖離している。
- 3 よって、以下のとおり指摘する。  
 予定価格は、財務規則110条2項に拠り、市場価格及び契約の内容に応じて作成すべきである。

### 第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約では、契約保証金が免除されている。その理由は、財務規則99条2項3号の免除要件に該当する事由があるということである。その理由は、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているとの事実に基づいている。しかし、契約保証金は、契約の履行確保を目的とするため、その免除要件は、厳格に解すべきである。財務規則99条2項3号は、履行を入札参加資格、過去の契約の履行状況の外、「かつ契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」と規定し

ているため、契約締結当時の履行能力を調査する必要がある。

- 2 それゆえ、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは足りない。物品等入札参加業者適格者名簿に登載された時期、その審査のために提出させた資料の閲覧、その上で、それらの資料だけで足りるかを判断すべきである。そして、その調査の方法、調査の結果得られた事実を報告書にして、確認できるようにすべきである。

### 第3 契約書

#### 1 売買目的物の特定

- (1) 本節の売買契約の目的物は、グラウンド用白線であり、その品質については、共通仕様書別紙グラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧に記載されているが、単価契約書に綴られていないし、単価契約書に共通仕様書を特定できる記載もされていない。それゆえ、単価契約書では、売買の品質が特定されていないことになる。品質を巡って相手方と紛争となった場合、裁判で勝訴することが困難になる。

- (2) よって、以下のとおりに指摘する。

共通仕様書及びその別紙であるグラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧は、単価契約書に別紙として綴り、割印をすべきである。

#### 2 購入予定と一致しない納入先一覧

- (1) 本節の単価契約書には、納入先一覧が別紙として綴られているが、その納入先は、合計486である。しかし、平成29年度においては、購入予定は488部署であったが、実際に納入した部署は、100であるので、毎年度、実際に購入する部署数と契約で予定された部署数とは、約4.8倍もの差があった。契約書に、購入予定がない部署を納入先として記載することは、売買の実際と契約書が大きくずれているということであり、一般論として、納入予定先として記載されている部署から注文がないことにつき、損害賠償請求をされる可能性がある。

- (2) よって、以下のとおり指摘する。

契約書は、実際の契約内容に即して作成すべきであり、本節の契約書についていえば、納入先の記載は、実際に注文予定がある部署を列記し、多少の変動があることを織り込むために、これを例示とする記述にすべきである。

### 第4 履行の監督及び確認

消石灰は、文部科学省通達「学校での消石灰の使用禁止について」により使用が禁止されている。これを受けて、県は、グラウンド用白線の成分に消石灰が含まれないことを必要としている。ところが、納入の際にその成分検査をしていな

い。仮に相手方が信頼できる業者であるとしても、市販価格の半額以下での売買であることから、成分検査をすべきである。入札時に入札者から説明を受けることや納入時に袋の商品名を確認するだけでは、成分を検査したことにはならない。生徒達の健康に係わることであるから、成分のサンプル検査をすべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 入札者の人数

過去5年間において、入札者は1者又は2者であり、落札者は1者であり、かつ同じ業者である。一般競争入札であるのに、入札者が1者又は2者であることは、実際には競争入札になっていないということである。このような場合、その原因を調査して入札者を増やす努力をすることが望ましい。

### 第46節 高速モノクロ複合機の賃貸借（平成29年度出先）

#### 第1款 契約事務の内容

##### 第1 契約の概要

###### 1 契約の種類

本節の契約は、出先機関で使用する高速モノクロ複合機（本年度は52台）につき、複合機の使用、保守点検調整、ドラムカートリッジ等消耗品の供給等が含まれる複合的な複写サービス契約（非典型契約）である。

###### 2 契約の目的

本節の契約は、出先機関で使用する複合機を一括調達することにより、契約金額を低廉化させること、事務の軽減等を図るためのものである。

###### 3 契約の変更

契約の変更はない。

##### 第2 契約方法

###### 1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

###### 2 入札保証金

財務規則107条1項2号を理由に免除されている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

###### 3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又はBの等級に格付けされているものであること
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) 公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること
- (6) 千葉県内に本店又は営業所を有する者であること
- (7) 入札仕様書に記載された企画・性能を満たす複写機を提供できること、並びに県内に事業拠点（保守業務）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていることを県が示す提出書類において証明した者であること

#### 4 入札者の人数

入札者は、3者である。

#### 5 相手方

相手方は、千葉県内に本店を有する、複写機等各種情報機器の販売及びシステム・サービスを行っている株式会社である。

#### 6 下請負

下請負はない。

### 第3 契約金額

#### 1 代金額

代金額は、複写機の使用料名目で発生するとされているが、その金額は複写サービス1枚あたりの単価を基準にすることとされており、複写サービス1枚あたり1,296円（税込）であり、上記単価及び予定使用枚数に基づく代金額は、5152万3776円（うち消費税381万6576円）である。

#### 2 予定価格

予定価格は、6869万8368円（税込）であり、前年度の入札実績をもとに算出されている。

#### 3 落札率

落札率は、75%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

本節の契約の書式としては、契約条項が記載された契約書に、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

### 2 契約書の記載内容

本節の契約内容の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 契約目的

1条に記載されている。

#### (2) 対象となる複写機及びその設置場所、契約期間、使用料

2条ないし4条に記載されている。

#### (3) 使用料の支払に関する手続

5条及び6条に記載されている。

#### (4) 複写機の保守、消耗品等の供給業務に関する手続

7条及び8条に記載されている。

#### (5) 損害賠償

12条に記載されている。

#### (6) 契約の解除等及びその際の違約金の定め

15条及び16条に記載されている。

#### (7) 履行遅滞の際の賠償金の定め

17条に記載されている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

契約締結後の手続については、各出先機関ごとに行っているため、調達業務を行った総務部管財課では契約の履行の確認は行っていない。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年2月 7日 入札公告

2月 7日 以降、入札参加資格の申請、確認

2月27日 開札

4月 1日 落札者との契約締結

4月 1日

から

平成32年3月31日 履行期間

なお、本件契約に関しては、契約自体の所管は総務部管財課であるが、その後の複写機使用料の支払等の事務手続については複写機を設置した各出先機関ごとに行われている。

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして係る条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定されている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、検討結果を示す詳細な資料は作成していないものの、「本件の契約者は過去2年間に複数回の同種の契約を締結し誠実に履行していることから、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した」とのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。そこで、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

## 第3款 意見

意見はない。

## 第47節 知事公舎等植栽管理業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

- 1 契約の種類  
本節の契約は、知事公舎等の植栽管理を業務委託する請負契約である。
- 2 契約の目的  
知事公舎等敷地内に繁茂する植栽を管理し、良好な環境と美観の維持向上を図ることを目的として締結されている。

作業は、知事公舎、副知事公舎など合計7公舎において行われ、植栽に対して、施肥、剪定を行うとともに、敷地内の害虫駆除を行うこととされている。

### 3 契約の変更

契約変更はない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

一般競争入札である。

### 2 入札保証金

財務規則107条1項2号を根拠に免除されている。

### 3 入札参加資格

入札参加資格は以下のとおりである。①自治令167条の4の規定に該当しない者であること、②物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること、③この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと、④この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと、⑤電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること、⑥千葉県内に本店を有すること。

### 4 入札者の人数

入札者数は、13者である。入札者の内1者が辞退、6者が最低制限価格により失格している。

### 5 相手方

落札者は、市原市内の株式会社である。

### 6 下請負

下請負はない。

## 第3 契約金額

### 1 代金額

200万円、消費税及び地方消費税が16万円、合計216万円である。

### 2 予定価格

267万2430円である。

この予定価格は公園・緑地の維持管理と積算及び平成28年度公共工事設計労

務単価（国土交通省）をもとに総務部管財課主事が設計している。

### 3 落札率

落札率は、80.80%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

書式は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、19条の条項が記載された書面、「知事公舎等植栽管理業務委託仕様書」、「談合等及び暴力団等排除条項に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」がともに綴られている。

### 2 契約書の記載内容

契約書には、業務委託の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載されている。契約の具体的内容は、知事公舎等植栽管理業務委託仕様書により定められている。仕様書では、業務の実施、業務の報告、作業範囲などが記載されている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号により免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

相手方から、県に対し、平成30年3月31日、業務完了報告書が提出されている。

#### (2) 監督及び確認の方法

知事公舎等植栽管理業務委託仕様書において、相手方が業務を行い、これを完了した後速やかに、実施結果を県に報告することとされ、これに従い、報告がなされている。

## 第6 契約事務の進行

平成29年1月10日 執行伺・決裁

知事公舎等植栽管理業務委託を一般競争入札に付する

1月13日 執行伺・決裁

公告

3月6日 執行伺

一般競争入札参加資格確認申請書提出者

3月16日 開札（予定価格267万2430円、最低制限価格

213万7944円)

平成29年4月 1日 業務委託契約締結  
平成30年3月31日 業務完了報告書  
4月10日 請求書  
支出伝票あり

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金

- 1 県は、財務規則99条2項3号を根拠に契約保証金を免除としている。同号は、「過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」として、過去の実績から、契約保証金を免除するものである。
- 2 しかしながら、提出された一件記録上、契約の相手方の過去の実績についての資料は不見当であった。加えて、一般競争入札参加資格確認申請書を参照したところ、同申請書には「(4) 同種の実績」の記載欄があるが、何ら記載は認められなかった。
- 3 したがって、同種の実績の有無の確認がなされているか記録上不明である。また、99条2項3号は、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」として、現在の履行能力についての要件を課しているが、係る要件についても調査がなされていない。契約保証金は損害が発生した場合にこれを担保するという重要な性質を持つものであることから、検討過程については慎重に判断し、報告書を作成すべきである。

## 第3款 意見

### 第1 決裁書面の記載について

執行伺いについて、年月日の記入がなく、一般競争入札参加者の人数が13者であるのに7者で決裁されているものがあり、正確な記載が望まれる。

## 第48節 本庁舎外エレベータ保守点検業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁に所在するエレベータの保守点検業務を委託する準委任契約である。

## 2 契約の目的

千葉県庁には本庁舎9台、中庁舎6台、議会棟3台、南庁舎2台、南庁舎別館2台、立体駐車場1台の計23台のエレベータが存在し、エレベータの機能維持を図るためには定期的な保守点検を必要とするところ、平成29年度において、かかる保守点検をフルメンテナンス方式で行うものである

## 3 契約の変更

契約変更はない。

## 第2 契約方式

### 1 契約方法の種類

一般競争入札である。

### 2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。

### 3 入札参加資格

入札参加資格は、これを要約すれば、①自治令167条の4の規定に該当しない者であること、②千葉県物品等入札参加資格（委託）においてA等級に格付けされている者であること、③公告の日から開札の日までの間に、入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと、④公告の日から開札の日までの間に指名停止を受けていない者、⑤電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること、⑥千葉県内に本店又は営業所を有すること、⑦建築士、昇降機検査資格者等の資格保持者を配置することである。

### 4 入札者の人数

2者

### 5 相手方

建築物管理業等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。同社の資本金は50億円、売上高は3300億円以上、従業員は1万人弱である。

### 6 下請負

下請負はない。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

報酬額は、2700万円（うち消費税200万円）である。

### 2 予定価格

予定価格は、3664万8720円（うち消費税271万4720円）である。

### 3 落札率

73. 7%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

本節の契約書の書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、別紙として「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「本庁舎外エレベータ保守点検業務委託仕様書」が綴られている。

### 2 契約書の記載内容

- (1) 前文が置かれているが、その記述は、契約書名の下に、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されて、次いで、日付が記載され、当事者の記名押印がなされている。
- (2) 条項は19条からなり、業務の内容については、仕様書によるものとされている他、再委託等の禁止、履行確認の方法、業務委託料の支払方法（月払で、受託者が各月の業務完了後に業務完了報告書を提出し、県が10日以内に検査を行い、合格後に受託者が支払請求し、県が支払請求後30日以内に支払う）などが規定されている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

本節の契約事務については、受託者から、点検の都度日報を、月1回業務完了報告書が提出され、その日報及び業務完了報告書を確認して、それに基づき検査調書を作成している。

#### (2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はなく、担当課によると、上記のとおり、日報及び業務完了報告書を確認する方法で行っているとのことである。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成28年12月20日 設計書作成

12月28日 執行伺いを起案

平成29年 1月 4日 同決裁

平成29年1月18日 入札公告  
2月15日 入札執行  
2月15日 開札・落札者決定  
4月 1日 契約締結伺いを起案  
4月 1日 同決裁  
4月 1日 契約締結  
4月 1日 業務責任者選任通知書受理

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして、同号は、その要件として、「①（自治令167条の5及び167条の11）に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、②その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、同号該当性の判断については、直近の2年度における同様の契約を履行した際に誠実に履行されているかといった履行実績、及び「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載・格付時の担当課による経営状況等の確認により、それ以上の調査は行っていないとのことである。前者は②について、後者は①について、要件該当性を判断する事情にあたると思われる。
- 2 しかし、自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることからすると、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。
- 3 したがって、契約保証金を免除するためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

### 第3款 意見

意見はない。

## 第49節 千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本契約は、千葉県庁舎から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

本庁舎から排出される産業廃棄物の処分を目的とする契約であり、金属くず、混合物、廃プラスチック、発泡スチロール及びガラス陶磁器くずの各種ごとに1立方メートルごとの単価を定める単価契約となっている。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

##### 2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

##### 3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 千葉県内に本店又は営業所を有すること
- (7) 産業廃棄物搬出場所及び搬入場所における産業廃棄物収集運搬業許可証（金属くず、木くず、廃プラスチック及びガラス陶磁器くず）を有すること。

#### 4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。過去4年間の入札者数は、平成25年度が5者、平成26年度が4者、平成27年度が5者、平成28年度が4者である。

#### 5 相手方

相手方は、千葉県千葉市に所在し、産業廃棄物の収集、運搬、処分等を業とする特例有限会社である。

#### 6 下請負

下請負は使用されていない。

### 第3 契約金額

#### 1 報酬額

産業廃棄物の種類ごとに1立方メートルあたりの契約単価が定められており、金属くずが0円（消費税込み）、混合物（金属・木・プラスチック）が6480円（消費税込み）、廃プラスチックが4320円（消費税込み）、発泡スチロールが1080円（消費税込み）、ガラス陶磁器くずが2160円（消費税込み）であり、予定数量に基づいて算定される報酬額は59万4000円（消費税込み）である。

#### 2 予定価格

予定価格は119万8800円（消費税込み）である。

#### 3 落札率

落札率は49.50%である。

### 第4 契約書

#### 1 契約書の書式

契約書本体のほか、処理物、産業廃棄物の集積場の場所、処理方法、処理日、作業時間等が記載された仕様書及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。

#### 2 契約書の記載内容

収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類並びに種類ごとの年間予定数量及び収集・運搬処理単価、相手方に処分を委託された産業廃棄物の最終処分場などの委託内容が規定されているほか、適正処理に必要な情報の提供、契約当事者の責任範囲、再委託の禁止、業務終了報告の方法、機密保持、契約解除等に関する条項が定められている。

### 第5 履行の確保

#### 1 契約保証金

契約保証金は財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。

## 2 履行の監督及び確認

### (1) 検査調書

検査調書が作成されている。その記載内容は、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言とともに、業務委託名、契約数量、契約金額、契約年月日、検査場所、履行期限、履行年月日、請負者（契約相手方）、検査立会人の氏名が記載されているのみである。

### (2) 監督及び確認の方法

相手方が集積場所から産業廃棄物を集積する際に職員が立ち会い、提示されたマニフェスト（産業廃棄物管理票）の記載内容を確認している。また、業務終了報告書に代えてマニフェストの提出を受けることにより、産業廃棄物の収集運搬及び処分の状況を確認している。

## 第 6 契約事務の進行

|         |     |          |                  |
|---------|-----|----------|------------------|
| 平成 29 年 | 4 月 | 6 日      | 一般競争入札の実施につき執行伺い |
|         |     | 4 月 20 日 | 決裁               |
|         |     | 4 月 26 日 | 入札公告             |
|         |     | 5 月 18 日 | 開札               |
|         |     | 5 月 18 日 | 契約締結に係る執行伺い      |
|         |     | 5 月 24 日 | 契約締結の決裁          |
|         |     | 5 月 24 日 | 契約締結             |

## 第 2 款 指摘

### 第 1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則 99 条 2 項 3 号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満た

すかどうかを慎重に審査すべきである。

- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則 99 条 2 項 3 号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。

## 第2 契約書（不当な条項の削除）

本契約の契約書第4条3項に、契約当事者の責任範囲に関する規定として、「乙（注：受注者）が、第1項の業務（注：廃棄物の運搬処分）の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲（注：県）において賠償し、乙に負担させない。」という条項が定められている。受注者による廃棄物の処理過程において、受注者に過失がなく受注者又は第三者に損害が発生したという場合に、県が当然に受注者又は第三者に対し当該損害を賠償すべき義務を負うとは言えないし、また、負うべきであるともいえないため、かかる条項を定める必要はない。また、当該条項を字義どおりに解釈すると、受注者及び県以外の第三者の過失によって受注者又は第三者が損害を被った場合にも、県に賠償義務が生じるかのようにも読めるため、県が本来負担する必要のない損害賠償義務を負担することとなる可能性も否定しえない。そのため、当該条項は削除すべきである。

## 第3 履行の監督及び確認

### 1 検査調書

契約相手による履行確認に関する記録としては検査調書のみが作成されているが、その記載事項は実質的に「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。検査調書以外に、履行の確認をしたこと、履行確認の方法や内容がわかる報告書を作成すべきである。

### 2 履行確認の方法

本契約の契約条項においては、相手方からの業務終了報告書の提出に代えて、マニフェストのB2票及びD票を提出することで足りるとされており、本契約の履行確認としてはB2票及びD票のみ提出を受けている。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）12条7項は、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないと定めていることから、最終処分まで

適正に行われたかどうかを確認すべきである。そして、排出事業者が、産業廃棄物の運搬・処分を委託するにあたり、マニフェストを交付した場合、交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストE票の送付を受けないときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならないとされている(廃掃法12条の3第8項、同法施行規則8条の28第2号)のであるから、相手方からは、B2票及びD票にとどまらず、最終処分が完了したことを確認するためのE票の提出も求めるべきであり、その旨を契約書上も明記すべきである。

### 第3款 意見

意見はない。

## 第50節 OAいす (管財課)

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、OAいす(事務いす)の売買契約である。

##### 2 契約の目的

本庁各課の共通備品であるOAいすを一括で調達することにより、契約額の安価及び事務の軽減を図るものである。

##### 3 契約の変更

契約変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

##### 2 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

##### 3 入札参加資格

「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」により県内中小業者の受注機会の増加を図るため、「千葉県内に本店を有する者」との地域要件が定められている。

##### 4 入札者の人数

3者である。

##### 5 相手方

契約の相手方は、OA機器・事務用品の販売等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は我孫子市である。

- 6 下請負  
なし。

### 第3 契約金額

- 1 代金額

契約額（単価契約）について、OAいす課長・副参事用は1脚当たりの本体価格2万1300円（税込2万3004円）、主事～副課長用は1脚当たりの本体価格1万70円（税込1万875.6円）。

代金額は本体価格242万4130円（税込261万8060円）である。

- 2 予定価格

予定価格は311万1000円（税込335万9880円）である。財務規則110条2項に基づき、業者から取得した参考見積りによっている。

- 3 落札率

75%である。

### 第4 契約書

- 1 契約書の書式

単価契約書は全12条である。

- 2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、契約書に次のとおり定められている。

- (1) 品名

OAいす（管財課）

- (2) 納入場所

千葉県庁南庁舎別館3階管財課倉庫

- (3) 契約期間

平成29年7月4日から平成30年3月30日まで

- (4) 検査期日

納入の都度検査を行う。

- (5) 対価支払期日

検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内

### 第5 履行の確保

- 1 契約保証金

財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。

## 2 履行の監督及び確認

### (1) 検査調書

業務の履行ごとに、県は検査をし、検査調書を作成している。

### (2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はない。

## 第 6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成 29 年 7 月 4 日 本契約が締結され、契約書が取り交わされた。

7 月 27 日 県が発注書を相手方に F A X 送信することと併せて口頭でも伝えることにより発注を行った（1 回目）。

7 月 27 日 相手方からいすが納入された。

7 月 27 日 県が履行を確認し、検査調書を作成した。

7 月 27 日 相手方から請求書が提出された。

8 月 24 日 支払がなされた（期限内）。

## 第 2 款 指摘

### 第 1 発注方法

5 回に分けて県から相手方にいすが発注され、1 回目から 3 回目までは発注書を相手方に F A X 送信することと併せて口頭でも伝えていたが、3 回目までの発注に対して履行が適正になされたことから、4 回目及び 5 回目の発注は、速やかな履行を図るため、発注書によらず電話のみによってなされている。

このように発注を口頭のみによって行った場合、言い間違いや聞き間違いが生じ、品目違いや数量違い等の誤発注が発生するおそれがあることから、発注書等の書面による発注を行うべきである。

### 第 2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則 99 条 2 項 3 号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去 2 年間に千葉県と同種の契約を締結し誠実に履行していることから、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した。

しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行

能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 予定価格

主事～副課長用のOAいすについて、平成29年の落札業者の提出した参考見積りにおいては1万7100円（税別）であり、平成28年の開札結果の平均である、1万1355円（税別）及び当該落札業者の入札価格1万574円（税別）と大きく乖離していた。このように、県が同一業者から徴取した参考見積りと当該業者の入札価格が大きく乖離しており、参考見積りの妥当性に疑義があると言わざるを得ない状況にあった。にもかかわらず、その理由を確認することなく、予定価格を平成29年度の参考見積り1万7100円の8割の、1万3680円と設定している。

参考見積りの妥当性に疑義がある場合、その提出者に見積り金額の理由を確認することを要望する。

### 第51節 平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務

#### 第1款 契約事務の内容

##### 第1 契約の概要

###### 1 契約の種類

本節の契約は、平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務の請負契約である。

###### 2 契約の目的

自動車税納税通知書及び督促状の作成及び封入封かんについて、数量が膨大であり職員のみでの作業では対応不可能であるため、外部に委託するものである。

###### 3 契約の変更

枚数の変更による契約金額の変更がなされている。

##### 第2 契約方法

###### 1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

###### 2 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

###### 3 入札参加資格

- (1) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること
  - (2) 調達案件と同等の契約を履行した実績があること
  - (3) コンビニエンスストア収納用バーコードGS1-128の印字ができるプリンタを2台以上保有している等、印字事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること
  - (4) 検知装置を備えた高速封入封かん機を2台以上保有しており、封入封かん事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること
  - (5) 自動車税納税通知書等の作成及び封入封かんを行う場所は、職員が公共交通機関を利用して、千葉県自動車税事務所から2時間以内に到達することができる範囲内にあること
  - (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与の認定を受けていること
- 4 入札者の人数  
4者である。
  - 5 相手方  
印刷・製本等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は大阪府である。同社の資本金は約34億円、平成29年度の売上高は約330億円、従業員は約800人である。
  - 6 下請負  
なし。

### 第3 契約金額

#### 1 代金額

当初の契約額は本体価格3443万7000円（税込3719万1960円）である。そして、契約変更後の契約額は、本体価格3472万円（税込3749万7600円）である。

#### 2 予定価格

3506万8709円（税込3787万4206円）である。財務規則110条2項に基づき、参考見積等を参考に県が独自に積算したものである。

#### 3 落札率

98.2%である。

### 第4 契約書

#### 1 契約書の書式

業務委託契約書は全23条である。

約款が別紙として、業務委託契約書と一体として綴じられている。

## 2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、契約書に次のとおり定められている。

### (1) 納税通知書の部

- ア 用紙等作成、印字・封入封かんテスト、定期賦課（リハーサル）
- イ 大口一括課税処理、定期課税処理、随時処理
- ウ 随時処理、課税保留分処理

### (2) 督促状の部

- ア 用紙等作成、印字・封入封かんテスト
- イ 督促状発付
- ウ 随時督促状発付

契約締結日は平成29年12月11日であり、履行期限は平成30年12月28日である。債務負担行為により2年度にわたる契約である。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

#### (2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び履行の方法の記載はない。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年3月22日 用紙等作成、印字・封入封かんテストの定期賦課（リハーサル）の履行が完了し、同日に業務完了報告書が提出された。

県が当該検査を行い、検査調書を作成した。

4月25日 督促状の用紙等作成、印字・封入封かんテストの履行が完了し、業務完了報告書が提出された。

4月27日 県が当該検査を行い、検査調書を作成した。

6月5日 枚数の増加を理由に変更契約が締結され、業務委託料が30万5640円（税込）増額されている。

## 第2款 指摘

### 第1 予定価格

平成29年8月に当業務委託の仕様を策定し、これと並行して、平成28年度の受託業者（平成29年度の受託業者と同一）から参考見積を徴し、それを参考として各単価を決定し、各項目で数量を掛け予定価格の積算を行っている。

予定価格の積算に当たって、入札参加者のうち1者のみから取得した参考見積を参考として各単価を設定した場合、見積の妥当性を検証することが困難である。

そこで、予定価格の積算に当たって参考見積を徴する場合は、入札者以外も含む複数者から取得することにより、予定価格の妥当性を検証するべきである。

### 第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去2年以上当所の同案件を受注し誠実に履行していたため、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。

## 第3款 意見

意見はない。

## 第52節 多目的ホールAV機器保守点検業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本件は、千葉市中央区に所在する千葉県文書館6階の多目的ホールに存在するAV機器（プロジェクターやDVDレコーダー、デジタルミキサーなど10数台の機器が存在する）の保守点検及び緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置などの業務を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

目的は当該AV機器の保守点検等であり、点検は、原則として年2回、千葉県

文書館の閉館日を利用して行われていて、平成29年度は、平成29年5月31日及び平成29年11月30日に実施されている。

点検においては、対象機器の個々の稼働状況をチェックすると共に、機器全体の動作状況の確認を行っており、また、定期点検によって点検結果が正常と判断された機器についても、その後不具合が生じた際には、千葉県文書館が再点検を依頼できることになっている。

### 3 契約の変更

契約の変更はない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

一般競争入札である。

なお、本件業務は、平成25年度までは随意契約によって受託業者を決定していたが、平成26年度からは一般競争入札を行っている。

### 2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

### 3 入札参加資格

入札に参加することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 過去3年以内に国及び都道府県、市町村等地方公共団体と同種の契約を締結した実績があること。
- (7) 千葉県内に本社、支社又は営業所を有すること。

### 4 入札者の人数

入札者は2者である。

### 5 相手方

契約の相手方は千葉市内に本社を有し、電気設備の点検、整備、設計及び施工、

防災機器及び機材の販売及び斡旋、修理などを主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

### 第3 契約金額

1 報酬額

契約金額は、25万9200円（税込）であり、定期点検1回当たりの点検単価は12万9600円（税込）となっている。

2 予定価格

予定価格は90万4462円（税込）である。

3 落札率

落札率は28.66%である。

### 第4 契約書

1 契約書の書式

「業務委託契約書」の名称である。

業務委託契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、「多目的ホールAV機器保守点検業務委託仕様書」、「談合等暴力団等排除に係る契約解除及び損害賠償に関する特約条項」がともに綴られている。

2 契約書の記載内容

前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されている。

条項は20条からなり、業務の内容については、別冊仕様書に基づくものとされている他、履行確認の方法、業務委託料の支払方法などが規定されている。

### 第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

財務規則100条2項により、検査調書の作成を省略している。

(2) 監督及び確認の方法

ア 年2回の点検日（平成29年度は5月と11月）に、受託業者が千葉県文書館の閉館日に点検を実施する。千葉県文書館の職員は、点検の冒頭に立ち会う

と共に、点検終了時に点検結果の説明を受けるとのことであり、担当課の説明によれば、点検終了時の立会では、職員が受託業者から各点検項目の結果について動作確認等と合わせて口頭で説明を受け、その際の疑問点については職員が納得するまで受託業者に更なる説明を求めているとのことであるが、点検内容や結果について県の側で何らの書類も作成していないことから、これらを確認することができる書類はない。

イ 受託業者から千葉県文書館に対し、検査時の口頭説明の内容を文書化した点検報告書が、5月点検実施分については6月上旬に、11月点検実施分については12月上旬に提出され、担当課によれば、点検報告書の内容と口頭説明の内容が合致することの確認を行っているとのことである。

## 第6 契約事務の進行

平成29年2月15日 入札実施等について、執行伺いを起案

2月15日 同決裁

2月20日 一般競争入札の公告実施

3月 8日 入札参加資格の確認申請を行った業者（2者）に対して、一般競争入札参加資格確認結果確認通知書送付

3月16日 開札が行われ、2者が参加した入札の結果、相手方が落札者に決定。

4月 1日 契約締結伺い起案

4月 1日 同決裁・業務委託契約締結

## 第2款 指摘

### 第1 契約書

契約書1条は、「乙は、別冊「仕様書」に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料（以下、「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間内において善良に業務を実施しなければならない」と規定されている。

しかしながら、添付されている別冊の名称は、「多目的ホールAV機器保守点検業務委託仕様書」となっており、契約書に記載されている「仕様書」と異なった名称となっている。このような状況では、後に仕様書の差し替えも可能となってしまう、契約書の正当性に疑義を生じる状況ともなりかねないことから、担当課は、契約書で定める「仕様書」については、別冊においても同じ名称を使用するなどして、仕様書の特定が確実にできるようにすべきである。

## 第2 契約書の記載事項

- 1 本件委託業務の範囲は、担当課によれば、「AV機器の保守点検及び緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置」とのことである。
- 2 しかしながら、本件の契約書は、前述のように、業務の内容については別冊仕様書に基づくとされている（契約書1条）ところ、仕様書には、年2回の定期点検及び必要が生じた場合の再点検についての要領が記載されているのみで、「日常の保守業務」及び「緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置（故障が生じた場合の修理業務を含むものと思われる）」については、仕様書上は何ら規定されていない。この点、仕様書第5条には、「再点検」の規定があり、「点検結果が正常と判定された機器について、次の点検時期までに不具合が生じた場合において、再度点検の要請があった場合は速やかに実施すること」と規定されているが、この規定では相手方は「再点検」までの義務しか負わず、日常の保守業務や故障の際の修理業務まで委託内容に含むということは文言上無理がある。
- 3 また、契約書15条1項では、「臨機の措置」のタイトルで、「甲は乙に対して緊急に対処すべき事項が発生した場合は所要の措置をとることを命ずることができる。この場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく、甲に報告しなければならない。」と規定されており、この規定を、「故障が生じた場合の修理業務に関する規定」と読むことは可能なようにも思われる。しかしながら、同条は、「緊急に対処すべき事項が発生したとき」と限定されていることから、すべての修理業務が含まれるかどうか疑問がある。また、契約書1条で、「仕様書に基づいて業務を実施すること」が明記されていることからすれば、仕様書に定められていない分野の業務（保守業務や修理業務）については、そもそも「緊急に対処すべき事項」といえないのではないかという疑問も残る。
- 4 よって、現状の契約書の規定では、保守業務や修理業務について、業務内容に含まれていないと解釈されるおそれがあると言わざるを得ない。

担当課は、相手方との無用の紛争を避けるためにも、仕様書に「日常の保守業務」及び「緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置」について明記し、契約書の記載を疑義のないものとすべきである。

## 第3 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。

財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、には、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。この点について担当課は、①②は「ちば電子調達システム」を用いた資格照会等で過去の契約実績や指名停止の有無などを精査することで要件を満たしていることを確認し、③の要件についても、物品等入札参加業者適格者名簿は、登録審査時に財務諸表等を提出することから、この名簿に登載されていることを確認したことで③の要件を満たしたと判断している。財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない、また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要があるといえる。この点、確かに①と②の要件は、過去の実績の確認であることから、「ちば電子調達システム」による審査で十分に確認が可能である。

2 しかしながら、③の要件は、契約相手の現在の経営状況に基づき判断されなければならないところ、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは不十分である。すなわち、県の物品等入札参加業者適格者名簿の登載者は、名簿ごとにA等級からC等級まで格付けをされているが、この格付けは、例えば「委託業務」に関しては製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に付与される点数の基準をあらかじめ設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせて110点中70点以上をA等級、40点以上70点未満をB等級、40点未満をC等級と格付けするものである。これを見ても分かるように、評価点が40点未満の者でもC等級の業者として名簿登載される可能性がある上、この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。

3 これらの事実からすれば、県が物品等入札参加業者適格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているという事実だけでは、「契約を履行しないこととなるおそれがない」と認めることはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。

- 4 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重な判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 予定価格の積算方法

- 1 本件が一般競争入札となった平成26年度以降の予定価格と契約金額、落札率の推移は以下のとおりであり、契約金額に対して、予定価格が著しく高額な状態が続いている（落札率が著しく低い状態が続いている）。

| 年度       | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 予定価格(税込) | 907,510 | 907,509 | 907,337 | 904,462 |
| 契約金額(税込) | 336,960 | 319,680 | 456,840 | 259,200 |
| 落札率      | 37.13%  | 35.23%  | 50.35%  | 28.66%  |

- 2 本件における予定価格の積算方法は、点検対象の機器ごとに点検単価を設定し、設定された点検単価に機器の台数と点検回数を掛けて点検費用の合計額を算出した上で、それぞれ点検費用合計額の10%の直接経費、技術料、管理費を加えて算出している。そして、点検単価を算出するための根拠となる資料等が不明であったことから、千葉県文書館に説明を求めたところ、「点検項目ごとに、過去の積算を参考に点検単価を算出しています」との説明であった。
- 3 しかしながら、上記方法で積算された予定価格は、いずれも契約金額に比して著しく高額な状態が続いており、合理的な予定価格の設定により適正な契約価格を担保するという予定価格の本来の機能を果たせていないと言わざるを得ない。
- 特に、平成26年度から平成28年度までの実績からしても、契約金額が予定価格の35%から50%程度の金額で推移していることを踏まえれば、従前の積算方法や点検単価について、何らかの大幅な点検・検討をすべきであることは明らかであり、特段このような検討をすることなく、「過去の積算を参考に」前年度と同額程度の予定価格の決定となったことには疑問を有する。
- 4 千葉県文書館は、市場の実態を反映した適切な価格の範囲内で最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算する努力を怠るべきではなく、積算方式や点検単価の算出方法を見直すことが望ましい。

## 第2 履行の確認

- 1 履行確認の方法について、千葉県文書館の説明によれば、千葉県文書館の職員は、各定期点検の開始時と終了時に立会いをするのみで、点検中は立会いを行っていないとのことである。

また、点検終了時に職員が受託業者から口頭で各点検項目について点検結果の説明を受けるものの、その内容を文書化することはなく、後日受託業者から提出される点検報告書を確認することで検査に代えているようであり、検査調書の作成もなされていない。

- 2 確かに、本件は契約金額が100万円を超えない契約であり、財務規則100条2項により、検査調書の作成を省略できる場合に該当する契約ではある。

しかしながら、業務委託契約書11条2項には、千葉県文書館は、受託業者から業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとされ、同12条では、当該検査に合格することを条件に、受託業者に業務委託料の請求権が発生すると定められているなど、履行確認及び検査は、業務委託料支払いの前提とされるべき重要な業務である。

- 3 とすれば、財務規則100条第2項に該当するかどうかにかかわらず、検査の具体的内容及びその結果に関する報告書等を作成するなどして、点検内容及び相手方の履行状況が後日確認できるようすることが望ましい。

## 第5 3 節 千葉県印旛合同庁舎で使用する電力

### 第1 款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

- 1 契約の種類

本契約は、印旛合同庁舎で使用する電力に関する電力供給契約である。

- 2 契約目的

本契約は、印旛合同庁舎で使用する電力の供給を受けることを目的とするものであり、経費節減のために、平成26年度から一般競争入札を実施し、小売電力事業者と電力需給契約を締結している。

- 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

- 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

- 2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

### 3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているもののうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 電気事業法2条1項3号に規定する小売電気事業の登録を受けていること。（みなし小売電気事業者も含む。）

### 4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。ただし、入札参加資格の確認を受けながら入札しなかった者が1者ある。なお、過去4年間の入札者数は、平成25年が0者、平成26年度が2者、平成27年度が2者、平成28年度が0者である。ただし、平成25年度に入札辞退者が1者、平成28年度に入札辞退者と未入札者が各1者ある。

### 5 相手方

相手方は、東京都品川区に本社を置き、発電及び電力の供給等を業とする株式会社である。

### 6 下請負の有無

下請負は使用されていない。

## 第3 契約金額

### 1 代金額

平成29年度の基本料金単価（k wあたり）は892.50円（消費税込み）、電力量料金単価（k w hあたり）は7月から9月の期間を除く期間が16.08円（消費税込み）、7月から9月が17.22円（消費税込み）であり、予定使用電力量に基づいて算出される代金額は1207万2780円（消費税込み）である。なお、平成29年度中の本契約に基づく実際の支出額は1149万2795

円（消費税込み）であった。

2 予定価格

予定価格は1448万7249円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は83.33%である。

#### 第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本体のほか、規格及び仕様等を記載した仕様書と談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は22条からなり、債権譲渡の禁止、再委託等の禁止、計量及び検査、料金の算定期間、電気料金の計算方法、支払期日、基本料金単価の改定、電力量料金単価の改定、燃料費調整単価の改定、契約の解除、違約金、機密保持、裁判管轄等にかかる条項などが規定されている。

#### 第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

月ごとに契約の履行を確認した後、検査調書が作成されているが、検査調書の記載内容は、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言の下に、使用電力量や使用料金その他契約の概要が記載されているのみである。

(2) 監督及び確認の方法

閉庁日を除く毎日午前9時に電力計の検針を行っており、これと翌月に相手方から提出される料金計算書との照合を行い、履行を確認している。

#### 第6 契約事務の進行

平成28年12月15日 一般競争入札の実施にかかる執行伺い

12月19日 上記決裁

12月27日 入札公告

平成29年 2月 8日 開札

4月 1日 契約締結の執行伺い、決裁、契約締結

## 第2款 指摘

### 第1 契約書 - 条項の定め方

本契約の契約書13条1項に「当該地域のみなし小売電気事業者が、電気受給契約の変更等により、電力量料金単価を改定した場合（当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙の供給する電力の電力量料金単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。」との条項が定められているが、本条項における「同様の改定」との文言は不明確である。例えば、みなし小売電力事業者が、電力量料金単価を20円/kwhから22円/kwhに改定した場合に、本契約における電力量料金単価は、①kwhあたり2円の値上げ、②10%の値上げの2通りの解釈が可能となってしまう。県は、①の趣旨で規定しているとのことであるが、そうであれば、その趣旨が明確になるように文言を改めるべきである。

### 第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、本契約の契約保証金の免除審査に関しては、本契約の相手方が過去に他の地方自治体等と同種の契約を締結した際の契約書の写しが記録に編綴されているが、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」要件について、どのような資料を参照し、どのような判断をしたのかについての記録が作成されておらず、上記資料以外にどのような資料に基づいてどのような判断をしたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除の審査に際しては、どのような資料に基づき、どのような判断を行ったのか記録しておくべきである。

### 第3 履行の確保

契約相手による履行確認に関する記録としては検査調書のみが作成されているが、その記載事項は実質的に「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。相手方による履行の確認を行った記録として、検査調書以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。

### 第3款 意見

意見はない。

## 第54節 千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本契約は、香取合同庁舎の総合管理業務（清掃業務、電気・機械設備等の保守業務及び害虫防除等の衛生環境確保業務等）を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

県内の他の合同庁舎では、委託業務の種別ごとに契約を締結している例もあるが、香取合同庁舎では、平成29年11月6日の新合同庁舎移転に伴い、建物、設備等の機能を適切に管理するため、各種業務を含む総合管理業務として契約を委託する方式をとるようになった。県によれば、こうした一括契約の場合、個別契約と比べておおよそ1割程度の委託料の軽減が見込まれるとのことである。また、受託者が1者となることで、契約事務の簡素化が図れるとともに、建物管理が一元化され、業者への指示伝達や業者自体の業務の効率化が図れるなどの利点も期待されている。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

一般競争入札である。

##### 2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

##### 3 入札参加資格

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）12条の2第1項1号又は8号の千葉県知事（千葉市長、船橋市長及び柏市長を含む。）の登録を受けていること。
- (7) 清掃業務については、平成26年4月1日以降において、12か月以上継続して、2500平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請けとして締結し、当該業務を履行した実績を有すること。
- (8) 電気・機械設備等保守管理業務については、平成26年4月1日以降において、12か月以上継続して、2500平方メートル以上の面積の電気・機械設備等保守管理業務契約を元請けとして締結し、当該業務を履行した実績を有すること。
- (9) 千葉県内に本店があること。
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律7条1項による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けているものがある者であること。

#### 4 入札者の人数

入札者は、3者である。なお、本入札の実施に当たり、県は入札参加者数の見込みを特に立てていない。

#### 5 相手方

相手方は、柏市に本店を置く資本金1000万円の有限会社であり、清掃事業及び設備管理・点検事業等を事業内容としている。

#### 6 下請負

なし。

### 第3 契約金額

#### 1 報酬額

報酬額は、829万4400円（消費税込み）である。

#### 2 予定価格

予定価格は、965万595円（消費税込み）である。当該予定価格は、国土

交通省作成の積算要領等に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

### 3 落札率

落札率は、85.9%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

### 2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の条項は、全26条である。
- (2) 契約期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までである。
- (3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

#### ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を作成し、県の承認を得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

#### イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき業務の具体的内容については、仕様書の別紙に各業務基準が定められている。

#### ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」、「設備日誌」）により、原則として翌日の午前10時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、定期又は随時に行った業務については、業務完了後速やかに実施結果を「作業完了届」にて報告しなければならない。受託者は、前記各報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

#### エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容

を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

#### オ 委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号により免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、過去2年間において県の他機関と同様の契約を締結した実績があり、かつ、適正に履行されている（契約違反等による指名停止措置等を受けていない。）ことから、同号に該当すると判断したとの回答を得た。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

相手方は、平成29年10月2日、本契約の履行に着手し、以後、平成30年3月31日までの間、作業を実施した日ごとに、清掃業務作業日報及び設備日誌を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。

県は、上記報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、期限内に委託料を支払っている。なお、平成29年10月分の業務について、県は平成29年10月31日に検査を行っているが、検査調書の作成日付はそれから1か月以上経過した12月6日となっている。県によれば、このように検査調書の作成が遅延した理由は、平成29年11月6日の香取合同庁舎の移転に伴い、業務が多忙を極めたためとのことである。

#### (2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

## 第6 契約事務の進行

平成29年 9月15日 契約締結

平成29年 9月26日 業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理

平成29年10月2日～平成30年 3月31日 清掃業務作業日報及び設備日誌を受理（作業実施日ごと）作業完了届を受理、これらの報告に基づき、業務完了報告書も受理（月ごと）業務完了報告書を受理した後、検査を行い、委託料を支払

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過去2年間において県その他機関と同様の契約を締結した実績があり、かつ、適正に履行されている（契約違反等による指名停止措置等を受けていない。）ことから、同号に該当すると判断した。」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

## 第3款 意見

### 第1 契約書

本契約の履行期間は、契約書上、「平成29年10月1日から平成30年3月31日まで」とされている。もっとも、平成29年10月1日は日曜日であり、香取合同庁舎の開庁日に当たる。そのため、相手方が実際に業務の履行を開始したのは、翌2日以降である。

履行開始日に疑義が生じることがないように、本契約のように開庁日に業務を予定していない契約では、契約書上、履行開始日は開庁日（本件では平成29年

10月2日)とすることが望ましい。

## 第2 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。

## 第2章 指名競争入札

### 第55節 千葉県海匠合同庁舎清掃業務委託

#### 第1款 契約事務の内容

##### 第1 契約の概要

###### 1 契約の種類

本契約は、千葉県海匠合同庁舎の清掃業務を委託する準委任契約である。

###### 2 契約の目的

県は県内各合同庁舎（県の出先機関の事務所が設けられる庁舎）の清掃業務を外部委託しており、その一環として本契約が締結されている。

###### 3 契約の変更

契約の変更はない。

##### 第2 契約方法

###### 1 契約方法の種類

指名競争入札である。

###### 2 契約方法の選択理由

県は、地元業者の育成と円滑な連絡調整を図る観点から、海匠地域及びその隣接地域（香取及び山武）に事業所を有し、物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている10者を選定して、指名競争入札を実施している。本契約の予定価格

は500万円未満であり、指名競争入札を選択したことは、県の「物品・委託等に係る指名競争入札の実施要領」に抵触しない。

なお、県は、平成30年度においても本契約と同様の契約を締結しているが、競争性を確保するため、発注方法の見直しを行い、一般競争入札を実施している。

### 3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

### 4 入札者の人数

選定された10者のうち1者は辞退したため、入札者は9者である。

### 5 相手方

相手方は、香取市に本店を置く資本金1000万円の株式会社であり、ビル清掃管理及び建物保守管理等を事業内容とする。

### 6 下請負

なし。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

報酬額（業務委託料）は、193万4928円（消費税込み）である。

### 2 予定価格

予定価格は、211万4640円（消費税込み）である。当該予定価格は、各種積算資料に基づき、取引の実例価格を算定し、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して決定されている。

### 3 落札率

落札率は、91.5%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

### 2 契約書の記載内容

(1) 契約書は、全20条である。

(2) 契約期間は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までである。

(3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

#### ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を作成し、県の承認を

得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

#### イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき清掃の具体的内容については、仕様書に定められている。

#### ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」）により、原則として翌日の午前9時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、前記報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

#### エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

#### オ 業務委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して業務委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。免除の根拠規定が契約書に明記されていないため、担当課に照会したところ、財務規則99条2項3号を根拠としているとの回答を得た。担当課によれば、同規定を適用した理由は、落札業者の過去2年間の県施設との清掃委託業務の契約実績を調査した結果、同号を充たすと判断したためとのことであった。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

相手方は、平成29年4月3日、本契約の履行に着手し、以後、業務を実施し

た日ごとに清掃業務作業日報を提出している。また、所定の作業を実施した日には作業完了届を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。県は、同報告書を受理した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、期限内に業務委託料を支払っている。

## (2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「清掃作業内容」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

## 第6 契約事務の進行

|                     |      |   |
|---------------------|------|---|
| 平成29年4月3日           | 契約締結 | 業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理   |
| 平成29年4月～<br>平成30年3月 |      | 清掃業務作業日報を受理（業務実施日ごと）作業完了届を受理（作業実施日ごと）これらの報告に基づき、業務完了報告書を受理（月ごと）県は、相手方から業務完了報告書を受理した後、所定の期間内に検査を行い、業務委託料の支払を行っている。 |

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができると規定している。この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「落札業者の過去2年間の県施設との清掃委託業務の契約実績を調査した結果、同号を充たすと判断したため。」としており、それ以上の調査は行っていない。
- 2 しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められると

き。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 契約書—違約金規定

財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあり、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める（財務規則120条1項）。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。

よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。

#### 第2 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。

## 第3章 随意契約

### 第56節 平成30年2月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書

#### 第1款 契約事務の内容

##### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

平成30年2月定例千葉県議会において議場等に配布する議案及び予算に関する説明書の印刷および製本の請負契約である。

- 2 契約の目的  
要する数量は710部である。
- 3 契約の変更  
頁数の確定後に積算見積が変更されている。

## 第2 契約方法

- 1 契約方法の種類  
契約方式は、随意契約である。
- 2 契約方法の選択理由  
根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。  
県はその理由として、①書式・作成方法を熟知している業者でなければならないこと、②休日・深夜におよぶ厳しい校正条件に耐えられる業者であること、また、納期を確実に守れる業者でなければならないこと、③機密保持を要するため、専用の校正室を用意できる業者でなければならないこと、④性質上突発的な修正が必要になることもあるため、その際に迅速かつ正確に対応できる業者でなければならないこと、の4点を理由としている。
- 3 相手方  
相手方は、東京都内の印刷業等を業とする資本金1000万円の株式会社である。
- 4 下請負  
下請負はない。
- 5 見積合わせ  
見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

## 第3 契約金額

- 1 代金額  
当初の契約価格は596万7237円（税込）であるが、その後に、588万7490円（税込）に変更された。
- 2 予定価格  
予定価格は635万8250円（税込）である。  
その内訳は、①議案（平成30年度予算）106万0047円、②議案70万

8933円、③予算に関する説明書411万8289円に消費税率を乗じたものである。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は93%である。

#### 第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 契約書は表題部及び13条の条項からなる。

(2) その他に、個人情報取扱特記事項・談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

(3) 平成30年2月5日付変更契約書

契約金額を596万7237円（うち消費税42万2017円）から588万7490円（うち消費税額43万6110円）に変更するものである。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

(1) 納入場所：千葉県総務部財政課

(2) 検査期日：納入通知を受けてから10日以内

(3) 対価支払期日：検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

#### 第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項6号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件は平成30年2月9日に納品され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、同年2月26日付で代金を支払っている。

#### 第6 契約事務の進行

平成29年12月21日 「平成30年度定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書の印刷及び製本の執行について」起案

12月22日 同決裁・施行

12月25日 見積書作成 596万7237円

議案（平成30年度予算）710部（146頁）  
議案710部（88頁）予算に関する説明書710部（552頁）として算出。

平成29年12月27日 支出負担行為伝票起票

平成30年 1月 4日 契約締結

1月31日 頁数の確定による積算見積変更

1月31日 見積書作成～受領 588万7490円

議案（平成30年度予算）710部（140頁）・  
議案710部（88頁）・予算に関する説明書710部（546頁）として算出。

2月 2日 支出負担行為減額伝票 △7万9747円

2月 5日 変更契約書作成

2月 9日 納品書に基づき納入

2月 9日 検査調書作成

2月13日 請求書作成～受領

2月14日 支出伝票起票

## 第2款 指摘

指摘はない。

## 第3款 意見

### 第1 随意契約選択の理由

契約の相手方が随意契約の理由となる上記第1款第2記載の条件①～④を満たしているのかの検討が、それまでの実績の内容を除いてなされていない。契約年ごとに契約の相手方が上記条件を満たしているかの検討結果を記載し、また他に条件を満たす業者が存在しないかの調査をするのが望ましい。遅くとも平成26年度より契約が同一者との間で継続しているが、ほかに条件を満たし、かつ現在より安価な業者の調査をしなければ、このまま安易に随意契約が同一業者と継続してなされることになってしまい問題であり、随意契約の相手方として適当な業者が、現在の契約相手以外に存在するかどうかの検討をするのが望ましい。

### 第2 履行の確認

検査を行っただけの記載にとどまり、検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように冊数の確認や落丁・乱丁等の瑕疵の有無についていついかなる検査を行ったのかを詳細に記録するのが望ましい。

## 第57節 税トータルシステムOCR機器等賃貸借

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

税トータルシステムOCR機器等賃貸借に係る再リース契約である。

##### 2 契約の目的

- (1) OCR (Optical Character Recognition/Reader、オーシーアール、光学的文字認識) とは、手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術である。本契約は、「千葉県税トータルシステム」の稼働に必要な「OCR機器等」の調達およびシステム環境構築・保守等を行う契約である。
- (2) なお、調達する「OCR機器等」は「千葉県税トータルシステム」に関して、各県税事務所等においてシステム端末兼税務業務端末として利用されるものである。
- (3) リース期間は1年間である。

##### 3 契約の変更

契約変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

契約方式は、随意契約である。

##### 2 契約方法の選択理由

根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。県はその理由として、「税トータルシステムOCR機器等について、現在使用している機器等は、今後も継続的な使用に耐えうる状態であるところから、賃貸借費用の大きな削減を図るため、機器等を引きつづき賃貸借することが適当と思料される。当該機器等は千葉県の税トータルシステムに合わせて仕様変更されてきた経緯があり、機器等の専門的知識を有し、賃貸借等に付随する運用支援及び保守作業を迅速かつ適切に行えるのは現行の賃貸借契約業者に限られる。」としている。

##### 3 相手方

相手方は、東京都内の各種動産の総合リース、賃貸借及び割賦等を業とする資本金15億2000万円、社員数約250名の株式会社である。

##### 4 下請負

下請負はない。

## 5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

## 第3 契約金額

### 1 代金額

契約価格は2252万7720円（税込）である。各月ごとに作業状況及びSLA達成状況報告書およびそれに対する検査調書を作成し、月額187万7310円（税込）を支払う。

### 2 予定価格

予定価格は2257万1460円（税込）である。

### 3 予定価格と契約金額の比率

予定価格と契約金額の比率は99.8%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

契約書は表題部及び42条の条項からなる。

その他に、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項、賃貸借費用減額算定表、サービスレベル協定特記仕様書、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項、税トータルシステムOCR機器等調達仕様書が合綴されている。

### 2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

- (1) 品名および数量：税トータルシステムOCR機器等賃貸借 一式  
（別紙「調達仕様書」のとおり）
- (2) 設置場所：千葉県知事の指定する場所
- (3) 契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項6号）。

### 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書  
検査調書は作成されている。
- (2) 監督及び確認の方法

本件は各月ごとに作業状況及びS L A達成状況報告書が提出され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、毎月187万7310円を支払っている。

## 第6 契約事務の進行

平成29年4月1日 「税トータルシステムOCR機器等賃貸借に係る再リースの執行について」と題する書面・見積書依頼案・賃貸借契約書案の起案・決裁・施行

4月1日 見積書作成 2252万7720円

4月1日 支出負担行為伝票作成

4月1日 契約

以下、各月ごとに、作業状況及びS L A達成状況報告書、検査調書、請求書187万7310円、支出伝票が作成されている。

## 第2款 指摘

指摘はない。

## 第3款 意見

### 第1 予定価格

予定価格は2257万1460円であったところ、積算の根拠となる見積りは項目のみであった。見積りの根拠となる資料を付するなど、後の検証に耐えうるようさらに具体的にすることが望ましい。

## 第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、軽油引取税の犯則調査として差押え又は領置した物件（石油製品を）の分析業務を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

- (1) 軽油引取税の犯則調査とは、軽油引取税の脱税、若しくは知事の承認が必要な石油製品に係る行為についてその承認を受けずに行う等、地方税法の罰則規定に該当する行為の嫌疑がある場合に、これを調査することをいう。県の徴税吏員は、

その調査のために必要があるときは、裁判所の許可状を得て不正軽油の疑いがある石油製品を差押え（地方税法22条の4）又は嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件を領置することができる（同条の3）。なお、本節の契約締結当時は、地方税法の改正前であり、同法で準用されていた国税犯則取締法2条に基づいて差押えを行っている。

(2) 本節の契約は、この手続で差押えた石油製品を分析し、軽油引取税の犯則嫌疑について調査することを目的とする。

### 3 契約の変更

本節の契約は、変更がない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

### 2 契約方法の選択理由

県が本節の契約方法として随意契約を選んだ法的根拠とするところは、自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。

### 3 相手方

本節の契約の相手方は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「揮発油等品質確保法」という。）」17条の13に規定による登録分析機関である（以下「本節分析機関」という。）であり、分析業務を行う部署は、同機関の分析センターである。なお、揮発油等品質確保法に基づく登録分析機関（以下「登録分析機関」という。）は、本節分析機関の外2団体がある。

### 4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

### 5 見積合わせ

本節の契約は、見積合わせをしていない。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

石油製品分析業務の報酬額は、98万7000円及びこれに対する消費税7万8960円の合計106万5960円である。これは、差押えた石油製品14検体の分析業務の報酬であり、1検体当たりの報酬は、7万6140円（税込み）である。

### 2 予定価格

予定価格は、1検体当たりで作成してあるが、7万6140円（税込み）である。

### 3 落札率

本節の落札率は、100%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

本節の契約事務の簿冊には、契約書に次いで、分析業務を委託する書式を記載した書面が綴られ、その後に特約条項が記載された書面が綴られている。これらの書面と契約書は、ホチキス止めした上で袋綴じされ、表紙と裏面にそれぞれ割印がなされている。

### 2 契約書の記載内容

本節の契約は、分析業務の対象とする検体の単価と委託業務を定め、秘密保持、目的外使用の禁止、権利義務の譲渡禁止、再委託の禁止等を定め、談合等の不正行為を理由とする解除、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反を理由とする解除を定めている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

本節の契約では、契約保証金が免除されている。

契約保証金の免除の根拠規定は、財務規則99条2項3号である。

### 2 履行の監督及び確認

相手方から県に対し、平成29年9月10日から平成29年10月4日まで、14検体の分析につき、順次、試験報告書が提出されている。県は、これを受けて、その都度、試験報告書を確認して、履行を確認したことを記述した検査調書を作成している。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成28年10月19日 犯則に係る情報を匿名者の通報により入手

平成29年 9月 7日 臨検・捜索・差押許可状交付の請求

9月 7日 臨検・捜索・差押許可状交付

9月10日 犯則調査として石油製品差押え（採取）

9月12日 相手方から見積書徴取

9月25日 契約締結伺い

支出負担行為起票  
支出負担行為（契約締結）決裁  
業務委託契約締結

平成29年 9月26日 検体の持込み、分析依頼  
10月11日 履行確認 検査調書作成  
請求書受理 支出伝票作成  
10月23日 出納局登録  
10月25日 支払

## 第2款 指摘

### 第1 随意契約の選択

1 随意契約を選択した理由は、以下のとおりである。

①分析の検査結果の信用性を確保するために、登録分析機関に委託する必要がある。②登録分析機関は、全国に3機関あるが、そのうちの本件契約の相手方機関以外の2機関は、犯則嫌疑につき刑事裁判になった場合に証人となることが困難であるとのことであった。③相手方機関は、関東で同種の委託業務を遂行していて、実績・経験が豊富である。④差押えた物件（石油製品）は、犯則事件の証拠等になるため、直ちに分析する必要がある。

2 しかし、登録分析機関が全国で3機関しかないことが、石油製品の分析能力を持つ組織が外に存在しないことを意味しない。県は、①登録分析機関以外は、第三者機関としての立場が保たれない、②常時分析業務を受け入れる体制がとれていない、③研究機関の目的外業務であるという理由を示して、石油製品の分析業務に対応できる機関はないと断言する。しかし、これは調査に基づく理由とは認めがたい。

3 仮に、登録分析機関に委託するとしても、登録分析機関は3団体あるから、3団体を指名しての指名競争入札を行うことはできる。本節分析機関以外の2団体は、刑事裁判の証人となることを断ったとのことであるが、これを確認することができる記録は一切ない。登録分析機関は、揮発油等品質確保法に基づく登録機関であり、全国に3機関しかないこともあって、分析業務を担う者としての社会的使命感、責任感、職業倫理意識は強いと推測されることから、公益性が極めて高い軽油引取税犯則調査のための分析業務を断るとは思えない。仮に、そのような理由で他の2機関が入札しなければ、本節の分析機関が落札することになるため、指名競争入札をすることにつき、何ら支障はない。

4 そして、石油製品の成分が時間の経過によって変わるところがあるとなれば、差押え後に分析機関を探して契約を締結することは著しく不当であり、年度当初

に単価契約を締結して調査の必要性に備えておくべきであり、それが最も迅速に対応することができる契約方法である。ちなみに、平成30年度は、差押え前の内債時期に随意契約を締結している。

- 5 加えて、見積合わせはせず、予定価格は本節分析機関の見積額と同額であり、その金額が契約金額になっている。競争入札を行っていたら、契約金額がより低額になった可能性がある。
- 6 県は、入札公告すれば、犯罪嫌疑者に調査を予測されるおそれがあると反論するが、税務課は軽油引取税の犯則調査を任務の一つとして、不正軽油の分析調査をする態勢を整えることは当然のことであるから、入札公告によって調査を予測されることはない。県は、調査を免れる方法が複数あると説明するが、それらの方法は、いずれも公告との因果関係はあり得ない。公告によって新たに不正軽油の調査を免れる方策を立てることはできないし、そもそも、入札公告は、不正軽油を抑止する効果が期待できるのであるから、入札公告は、むしろ望ましい。
- 7 本節の分析業務の委託が、自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たるとは解しがたい。
- 8 よって、以下のとおり指摘する。
  - (1) 指名競争入札を行うべきである。県は、入札者が2者以上になる可能性は低く、入札の成立は困難であると説明する。しかし、それは実際に行った結果に基づく説明ではない。また、県は、結果として入札者が1者の場合、物品・委託等に係る指名競争入札の実施要項に「入札者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。」との定めがあることを理由として、本節分析機関との随意契約をするしかないと説明するが、特別な理由があるといえるし、本節分析機関しか入札しないと決めつけることも理解しがたい。
  - (2) 指名することができる分析機関を増やすために、分析登録機関以外の分析能力を持つ諸団体の情報を収集し、県の入札登録業者名簿への登録申請を誘引すべきである。これは、軽油引取税の犯則調査を適正に行うための準備行為であり、特定業者の優遇にはあたらない、むしろ、これをせずに、特定の業者が見積もった価格で随意契約を締結することは、特定業者の優遇である。
  - (3) 年度末までに、次年度の分析業務委託の単価契約を締結すべきである。単価は、契約締結時の事情で決定し、分析を委託する時点までに価格が変動する可能性があるのであれば、これに対応する条項を定めることができし、そして業務の内容に照らし、また契約期間が1年度であることを考慮すれば、報酬額が大きく変動する可能性も少ないため、単価契約の締結が困難とは認められない。

## 第2 見積合わせ

- 1 本節の契約は、随意契約であるから、原則として二人以上の者から見積書を徴ししなければならない（財務規則116条の2第1項）。
- 2 しかるに、本節の契約事務では、同項ただし書の「契約の目的又は性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる。」を適用して二人以上の者から見積書を徴取していない。
- 3 しかし、「相手方が特定される」とは「競争入札に適しない」という意味であるところ、本節の分析業務がこれに該当しないことは、第1款の第1で詳述したとおりである。しかも、財務規則116条の2第1項ただし書は、「徴さないことができる。」とするだけであって、徴しないことにすると規定しているのではない。随意契約において見積合わせをすべきことを求める趣旨が、随意契約における代金額決定手続の適正性を確保するため、見積合わせによって競争による価格決定の要素を加味しようとするところにあると解されるのであるから、自治令167条の2第1項2号を適用する場合に他の業者から見積書を徴しないことは正しくない事務処理である。
- 4 よって、以下のとおり指摘する。
  - (1) 随意契約を選択する場合は、他の業者から見積書を徴すべきである。
  - (2) 自治令167条の2第1項2号を適用して随意契約を選択する場合も、他の業者から見積書を徴すべきであり、これを徴しようとしたができなかったときは、その事務処理報告書を作成し、随意契約選択につき決裁を得るときにこれを添付すべきである。

### 第3 予定価格

- 1 予定価格は、契約の相手方となろうとする者が提示する代金額が適正かどうかを判断する基準とする価格であり、競争入札においては、この予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者から契約の相手方を選ばなければならない（自治法234条3項）。随意契約においても、価格が適正であることが求められることは、地方自治体が締結する契約である以上当然のことである。それゆえ、財務規則117条は、予定価格に係る規定を随意契約に準用している。そして財務規則110条2項は、取引の実例価格、需給の動向、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して行うべきと規定している。ところが、本節の随意契約における予定価格は、相手方から提出された見積書や積算書に基づいて作成されているため、予定価格を決定する趣旨を逸脱した不当な価格である。
- 2 よって、以下のとおり指摘する。

予定価格の算定は、契約の相手方から提示された資料に基づいて作成すべきではなく、市場価格の調査又は第三者から入手した原価に関する資料に基づいて作

成すべきである。

## 第4 契約書

### 1 証人対応

- (1) 軽油引取税犯則事件が刑事裁判になった場合の石油製品分析について、分析者が法廷で証人として証言することは、本節の契約につき、随意契約を選択した理由であることから、本節の契約の目的達成に係る重要な義務であるところ、相手方にこれを課す条項がない。県は、証人を呼び出す者は裁判所であることを理由として、証人対応義務を定めることはできないと反論するが、県との関係でこれを義務とする合意は無効ではない。そして、法律が定める義務は、これを契約に取り込まねば、相手方のその履行を債権者として請求することはできないし、相手方がこれを履行しない場合に、損害賠償請求をし、契約を解除することが著しく困難になる。
- (2) よって、契約書には、裁判所から証人として呼び出しを受けたときはこれに必ずべき義務を相手方が負う旨の条項を定めるべきである。

### 2 検体と分析対象資料との同一性の確保

- (1) 押収する石油製品の押収場所、保管場所は異なることから、押収した検体と分析の対象とする資料の同一性が確保されることが必要である。これにつき、県の引渡しについては、検体番号を記して検体を引き渡すことが規定され、相手方が検体を分析した結果を記載した試験報告書には検体番号が記載されている。しかし、分析の過程で検体の取り違えが生じない方法で分析すべきことが規定されていない。その結果、試験報告書は、押収した石油製品と試験報告書に記載されている検体との同一性につき、証拠価値が低くなっている。
- (2) よって、契約書には、県が引渡した検体と相手方が分析した検体との同一性が確保される方法で分析業務を遂行させる条項を定めるべきである。

### 3 分析業務の報告

- (1) 相手方が法律に基づく分析機関であって信用性が高いとしても、それだけでは、分析結果の信用性は確保されない。その分析が行われたこと、これを行った者の氏名、肩書き、分析業務の資格、分析方法が適正な機器を用いて、適正な方法で遂行されたこと、その結果報告する分析結果が得られたことにつき、報告書で説明し、そしてその報告内容を裏付ける資料として、分析過程、検出された分析数値及び用いた機器等の写真、分析過程の写真、機器のカタログ、日本工業規格の資料等を添付させる必要がある。しかるに、本節の契約書には、この分析の履行方法、その報告の仕方についての規定がないし、報告の方法についても規定がない。その結果、相手方作成の試験報告書には、そのような記載がなく、その結果、検査が適正になされたことにつき、証拠価値が低くなっている。なお、係る報告

書を作成させておけば、これが書証となり、分析機関の証人対応の必要性はほとんどなくなるものとする。

- (2) よって、分析業務につき、相手方をして上記のような報告書の作成及び提出をさせるべきであり、この報告書作成義務を相手方に課す条項を定めるべきである。

#### 4 委託する業務と分析業務との対応

- (1) 検体の委託についての書式は規定されているが、分析結果を報告する試験報告書の書式は規定されていない。その結果、業務委託契約書1条に記載されている分析事項と試験報告書に記載されている検査事項とは、双方を対照しての同一性の確認が困難である。業務委託契約書1条に記載されている分析事項が、相手方が行う実際の分析業務を正確に記述していないか、又は相手方において、委託された分析事項又は試験報告書が使用される目的についての認識が甘いためと推測される。
- (2) よって、試験報告書と業務を委託する書面の書式を改定し、契約書に定める委託業務との関係を明確にし、かつ検体の同一性を明確にすべきである。

#### 5 委託する業務の特定

- (1) 委託する業務につき、その内容が前文に記載され、一連の業務である分析と報告が離れた条文中に記載されているため、委託する業務の特定が必ずしも明確ではない。
- (2) よって、今後作成する契約においては、相手方が負う債務を明確にするため、前文に記載してある業務の委託を条項に移し、分析事項を定める条項との関連性を明確にすべきである。

#### 6 契約書全般

- (1) 業務委託契約書には、その外に、条項の整理、記述の仕方等、改善すべきところが幾つか散見される。
- (2) 契約書を全般的に見直し、適宜改定すべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約には、契約保証金が免除されている。契約保証金は、自治法234条の2第2項によって、相手方の債務不履行に対して支払わせることをあらかじめ定めた金員である。契約保証金の免除については、財務規則99条2項で免除できる場合を規定している。本節の契約については、その要件事実の調査がなされていない。本節の契約は、軽油引取税の犯則調査目的の契約であり、差押え後に契約保証金の免除要件を調査する暇がなかったことは認められ、相手方が揮発油等品質確保法による登録分析機関であることから、債務不履行の可能性は低い

と思われる。

- 2 よって、今後の契約締結に際しては、犯則調査前の準備の時点で契約保証金の免除の要件の調査をすべきであるが、本節の契約については、意見に止める。

## 第2 契約の交渉過程の文書化

本節の随意契約の締結過程をみると、平成29年9月12日に本節分析機関から見積書を徴取しているが、予定価格はその見積価格と同額であり、その金額で契約されているため、減額交渉をせずに漫然と相手方提示の見積価格で随意契約を締結したのではないかとの疑いを生ずる。担当者をして、目的を確実に達成し、有利な代金で委託するために交渉する意識を持たせるため、契約締結に至る交渉過程について文書で報告させることが望ましい。

## 第59節 書籍（「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」）の売買契約締結について

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本契約は、県を買主、相手方を売主、「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」を目的物とする売買契約である。

##### 2 契約の目的

両書籍を購入し、税務課他16か所の県税事務所等へ納入させることをその目的及び内容とする。

##### 3 契約の変更

契約変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

契約方式は、随意契約である。

##### 2 契約方法の選択理由

県が本節の契約の方法として随意契約を選択した法的根拠として示すところは、自治令第167条の2第1項2号である。これは、書籍が、再販売価格維持制度により定価で販売されていることから、契約の性質または目的が競争入札に適さないことを理由とする。

##### 3 相手方

契約の相手方は、一般財団法人である。同協会は、自主的にして健全な地方行

政制度及び地方税財政制度の確立に寄与し、もって地方自治の発展に資することを目的に設立され、全国の47都道府県及び20政令都市を正会員とする団体である。その事業としては、地方税法や政省令の改正に関する書籍、広報資料などの発行や、講習会などを開催している。本節の契約の目的物も相手方が発行するものである。

相手方の選択については、当該書籍の発行者である一般財団法人が、必要部数を迅速に納入できること、送料が相手方負担であることから、相手方との間で契約を締結した。

#### 4 下請負

なし。

#### 5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書に従い、見積書を省略している。

### 第3 契約金額

#### 1 代金額

代金185万5649円、消費税14万8451円、合計200万4100円である。

#### 2 予定価格

財務規則117条3号で予定価格を記載した書面を省略している。

#### 3 予定価格と契約金額の比率

予定価格を設定していないため、判定できないものの、再販売価格維持制度のある書籍の売買契約であることから、特段の問題は生じない。

### 第4 契約書

#### 1 契約書の書式

「契約書」に、「納入場所一覧」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が一体となり綴られている。

#### 2 契約書の記載内容

契約書には、①品名、②数量、③金額、④納入場所、⑤納入期限、⑥検査期日、⑦対価支払期日、⑧契約保証金が記載され、その後12条からなる条項が定められている。

### 第5 履行の確保

#### 1 契約保証金

財務規則99条2項6号の規定により免除されている

## 2 履行の監督及び確認

### (1) 検査調書

平成30年2月8日付で契約の概要が記載された、検査調書が作成されている。別紙として履行確認票が付され、同票には、契約の目的物が納入された各県税事務所等が、品名、納入数量、納入日を記載している。

### (2) 監督及び確認の方法

相手方は、県に対し、平成30年2月1日付で納入通知を発し、県は、本節の契約の目的物を同月8日までに受領している。その上で、上記のとおり、各県税事務所などから履行確認票を徴収している。

## 第6 契約事務の進行

平成29年12月22日 発行のご案内

10月24日 課税事業者届出書

平成30年 1月 9日 委任状提出（相手方理事長から事務局長への委任）

1月19日 伺い

契約の相手方、契約方法、契約保証金、契約書、見積書、予定価格調書、予算支出科目、予算額、契約金額

1月29日 契約締結

2月 1日 納品書

2月 8日 検査調書

2月 9日 請求書

## 第2款 指摘

指摘はない。

## 第3款 意見

### 第1 契約書

契約書4条には、「検査の結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に乙はこれを持ち去らなければならない」などと規定されている。

そして、検査は、契約書において検査期日として定められているとおり、「納入通知を受けてから10日以内」に実施するとされている。

納入後、わずか10日間で、納品された約400冊全ての本を確認することは困難であり、結局、納入された冊数の有無や正しい目的物であるかの確認を行うことが限界となるものと考えられる。したがって、10日以内で「不合格」とな

る物を発見できる場合は考えがたい。そうすると、第5条の納入後に損傷などを発見した場合に交換できるとする規定をもってしても、10日以内に損傷などを発見した場合に対応可能であり、重複するので、不要な規定となるものと考えられる。無用な紛争を呼ばないためにも、契約書の記載は簡潔にすべきである。

## 第60節 千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、県と県内各市町村が共同して、セキュリティ対策の仕組みの運用保守業務を外部へ委託することを内容とする準委任契約である。

##### 2 契約の目的

本節の契約は、①千葉県及び県内各市町村における必要なセキュリティレベルの確保・向上、②機器や運用の共同利用によるコスト減、③情報セキュリティ専門人材によるインシデントの早期発見と対処のために締結されたものである。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

契約方法は、公募型プロポーザルによる随意契約である。

公募型プロポーザルの具体的な審査結果の概要は、以下のとおりである。

ア 審査は、提出された提案書及び見積書をもとに評価を実施した。

イ 価格点200点、技術点800点とし、合計1000点満点で採点した。なお価格点については、「価格点の配点×(最低見積提案者の見積額/提案者の見積額)」で算出し、技術点については各審査委員の採点の平均とした。

ウ 公募型プロポーザルには、2者が応募し、上記採点基準に基づく採点の結果、点数が高かった者が委託先候補者として選定された。

##### 2 契約方法の選択理由

根拠法令は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号とされている。

なお、本契約に関する事業は、県内全自治体が共同運用する事業であり、そのため県と県内全市町村で構成する千葉県電子自治体共同運営協議会（以下「運営協議会」という。）において検討を重ね、平成28年度の構築業務と次年度以降の5年間における運用保守業務を包括した公募型プロポーザルによって業者選定を

実施し、その結果下記業者が委託先候補者として選定されたものである。

この点、公募型プロポーザル方式を実施した理由としては、自治体情報セキュリティクラウドが、日本年金機構における個人情報流出事案を契機として全国で取り組むこととなった、県と市町村との協力による新たなセキュリティ対策の仕組みであり、これまでの実績に基づき仕様を定めて価格競争により事業者を決定する競争入札ではなく、民間事業者から提出された先進的・専門的な技術提案に基づき仕様を作成する方が、本業務の目的を達成し、優れた成果を期待できると判断したためである。

なお事業の対象はシステムの「構築」と「運用保守」であったが、本契約はそのうち構築後の運用保守のみを対象とした契約である。

### 3 相手方

相手方は、千葉市内に支店を有する、地域電気通信業務等を行っている株式会社である。

### 4 下請負

下請負はない。

### 5 見積合わせ

見積書は、相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

報酬額は、3億506万9976円（うち消費税2259万7776円）である。

### 2 予定価格

前項の報酬額と同額である。かかる金額は、保守運用にかかる費用のうち、千葉県が30%、市町村が合わせて70%を負担する旨の合意が運営協議会でなされたことから、算出されたものである。

### 3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務調達仕様書、データ保護及び管理に関する

特記仕様書、個人情報取扱特記事項、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務支払い計画書及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

## 2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 履行期間、業務委託料、契約保証金免除の旨  
個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。なお契約保証金は財務規則 99条により免除とされている。
- (2) 契約全体にかかる総則的な規定が1条から7条までに記載されている。
- (3) 契約の手続（主任作業員の選任通知や県からの措置請求、作業手順の県への事前提示等）について、8条から13条に記載されている。
- (4) 再委託の制限について、17条に記載されている。
- (5) 委託業務の内容変更や、業務の中止、委託料の変更方法等について、23条から30条に記載されている。
- (6) 完了検査や委託料の支払について、38条及び39条に記載されている。
- (7) 契約の解除に関して、44条から48条までに記載されている。
- (8) なお、本契約の条項は54条までである。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには業務名、契約金額、今回支払額、検査場所、検査立会人職氏名等が記載されており、「検査した結果、履行を確認しました。」と記載されている。

#### (2) 監督及び確認の方法

業者から毎月1回提出される、業務完了報告書及び月次報告書につき、その内容を検査調書確認項目（①運用・保守報告書、②障害対応業務、③運用管理窓口業務、④セキュリティ監視窓口業務、⑤SLA達成状況報告）に照らして検査担当者が確認をしている。そして同報告書の各欄に、確認をした際に記載したと思われるチェックがなされている。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

- 平成28年7月14日 運営協議会において、公募型プロポーザル実施要領及び審査委員会設置要領を施行
- 平成28年7月14日 プロポーザル公募開始
- 7月27日 審査委員の委嘱及び承諾手続実施
- 8月1日 参加締め切り（2者応募）
- 8月5日 提案書、見積書提出締め切り
- 8月19日 審査委員会開催、同日委託先候補決定
- 8月24日 公募型プロポーザルの結果通知書の受領
- 平成29年3月10日 委託事業業者選定審査決定
- 3月31日 業者からの見積書の徴取
- 4月1日 契約の締結、データ管理計画書の受領
- 4月1日 データ管理計画承認書の通知
- 4月1日 業務再委託申請書の受領、業務再委託承諾書の通知
- 4月1日 主任作業員通知書、作業員名簿、作業工程表の受領
- その後、月に1回、業者から業務完了報告書が提出され、履行の確認、検査結果通知、代金の支払がなされている。

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、「事業者が過去2年間に実施した当課所管の事業の実績が、全期間にわたり、確実に履行された旨、検査調書により確認した」とのことであったが、その旨の書類は作成されていない。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

## 第3款 意見

意見はない。

## 第6 1節 本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁に設置された中央監視制御設備の保守点検業務を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

千葉県庁の本庁舎、中庁舎、南庁舎には、空調等を一括管理する中央監視制御設備が設置されている。この中央監視制御設備が正常に動作するために、定期的に予防保全を目的とした保守点検を行う定期保守とともに、各機器に故障・異常が発生した場合には速やかに応急措置を行って復旧させる緊急保守が必要となるので、両方の平成29年度における保守点検業務を内容として委託している。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方式

##### 1 契約方法の種類

随意契約である。

##### 2 契約方法の選択理由

千葉県庁に設置された中央監視制御設備は今回の契約の相手方が独自に開発したシステムであり、それらのハード及びソフトは、同社固有のものであるため、専門知識を有する同社でなければ保守点検や修理等を行うことができないと判断されたためである。

##### 3 相手方

契約の相手方は、建物設備保守業等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。同社の資本金は、11億円、従業員は約1300人である。

##### 4 下請負

下請負はない。

##### 5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取しており、見積合わせを行っていない。

#### 第3 契約金額

##### 1 報酬額

報酬額は、2586万3840円（うち消費税191万5840円）である。

- 2 予定価格  
予定価格は、2639万880円（うち消費税195万4880円）である。
- 3 予定価格と契約金額との比率  
98%である。

#### 第4 契約書

##### 1 契約書の書式

本節の契約書の書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、別紙として「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託仕様書」が綴られている。

##### 2 契約書の記載内容

- (1) 前文が置かれているが、その記述は、契約書名の下に、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されて、次いで、日付が記載され、当事者の記名押印がなされている。
- (2) 条項は20条からなり、業務の内容については、仕様書によるものとされている他、履行確認の方法、業務委託料の支払方法（四半期払で、受託者が各期の業務完了後に業務完了報告書を提出し、県が10日以内に検査を行い、合格後に受託者が支払請求し、県が支払請求後30日以内に支払う）などが規定されている。

#### 第5 履行の確保

##### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

##### 2 履行の監督及び確認

###### (1) 検査調書

本節の契約事務については、受託者から、点検の都度日報を、3か月に1回業務完了報告書が提出され、その日報及び業務完了報告書を確認して、それに基づき検査調書を作成している。

###### (2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はなく、担当課によると、上記のとおり、日報及び業務完了報告書を確認する方法で行っているとのことである。

#### 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 3月 1日 設計書作成

|       |       |              |
|-------|-------|--------------|
|       | 3月23日 | 執行伺いを起案      |
| 平成29年 | 3月23日 | 同決裁          |
|       | 3月23日 | 見積依頼書送付      |
|       | 3月28日 | 見積書徴取        |
|       | 4月1日  | 契約締結伺いを起案    |
|       | 4月1日  | 同決裁          |
|       | 4月1日  | 契約締結         |
|       | 4月1日  | 業務責任者選任通知書受領 |

## 第2款 指摘

### 第1 随意契約を選択した理由

- 1 上記のとおり、随意契約を選択した理由は、「千葉県庁に設置された中央監視制御設備は今回の契約の相手方が独自に開発したシステムであり、それらのハード及びソフトは、同社固有のものであるため、専門知識を有する同社でなければ保守点検や修理等を行うことができない。」と説明され、要するに、点検には受託者が独自開発した機器等が必要不可欠なため、他社では実施が不可能とのことである。他社が不可能とどのようにして判断したかについては、受託業者（システム開発者）からの聴き取りによるとのことであり、他社への聴き取り等はしていないとのことである。
- 2 しかし、当該設備は中央監視制御設備としては、市場におけるシェアも高い一般的な設備であるし、他の市町村では同じ名称のシステムにつき、競争入札を実施されていることから、他社においても実施可能である可能性がある。したがって、同業他社への聴き取り等を行うなどして、実際に他社では不可能か確認すべきだったのであったといえ、その結果、同業他社においては品質あるいは価格に問題があったのであれば、随意契約によることもやむを得ないと考えられるが、現状では随意契約によることについて十分な検討がなされていないというべきである。

### 第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして、同号は、その要件として、「①（自治令167条の5及び167条の11）に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、②その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められ

るとき」とされている。この点、県からの回答によると、同号該当性の判断については、直近の2年度における同様の契約を履行した際に誠実に履行されているかといった履行実績、及び「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載・格付時の担当課による経営状況等の確認により、それ以上の調査は行っていないとのことである。前者は②について、後者は①について、要件該当性を判断する事情にあたると思われる。

2 しかし、自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることからすると、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。

3 したがって、契約保証金を免除するためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

### 第3款 意見

意見はない。

## 第62節 平成29年度自動車燃料等（ハイオクガソリン）

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

継続的売買契約である。

##### 2 契約の目的

管財課で管理している公用車（33台）、知事部局（秘書課ほか12所属（管財課除く）24台）、議会事務局2台及び教育委員会（8台）の計67台の燃料は管財課で一括払いをしているところ、千葉県石油協同組合と継続的売買契約を締結し購入した。

職員が給油する際には、指定した給油所にて、指定の燃料伝票に所属氏名、ナンバー、給油の種類、給油量等を記入して給油所に渡す。レシートと燃料伝票の

控えは県が保管する。千葉県石油協同組合は、燃料伝票を取りまとめ、月毎に県に請求書を送付する。県は手元のレシートや燃料伝票の控えと照合して毎月支払を行うことになる。

### 3 契約の変更

後述に記載のとおり、単価契約書11条に基づき、単価の増額変更がなされている。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

随意契約である。

### 2 契約方法の選択理由

県の公用車は主に県内各地域が目的となり県庁周辺や目的地周辺で給油する必要があるため、県庁舎から方面別に給油所を設定することが可能であること、県内目的地周辺に給油所を設定できること、統一価格で給油が可能で燃料を安定供給できることの条件を満たすのは千葉県石油協同組合だけであるから同組合と随意契約を締結することとなった。

### 3 相手方

千葉県石油協同組合であり、当時県内824の給油スタンドが組合員で、加入率は85.7%であった。

### 4 下請負

なし。

### 5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書に基づき、見積合わせを省略している。

## 第3 契約金額

### 1 代金額

平成29年度の管財課のレギュラーガソリンの支払額は、本体価格639万8336円（税込691万203円）、軽油の支払額は本体価格1万66円（税込1万871円）、A重油の支払額は、本体価格27万8017円（税込30万258円）、ハイオクガソリンの支払額は、本体価格114万3146円（税込123万4597円）である。

### 2 予定価格

資源エネルギー庁石油製品価格調査（給油所小売価格）に基づき積算した。レギュラーガソリン130.70円/ℓ、ハイオクガソリン141.20円/ℓ、軽油107.30円/ℓ、A重油69.40円/ℓである。

- 3 予定価格と契約金額の比率  
いずれも99%である。

#### 第4 契約書

- 1 契約書の書式

単価契約書、別紙、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項が一体化してとじられている。割印がなされている。

- 2 契約書の記載内容

契約書は、単価契約書である。給油所について①県庁舎を中心としておおむね2キロ以内に所在する給油所であること②①の給油所は北西、北、北東、南に1か所以上指定すること③①以外の給油所は県内各地域において給油が可能となること、④指定給油所は半年ごとに変更できることが定められている。代金については、支払請求書を受領した日から30日以内に支払をせねばならぬこと、末日締めで月毎に請求をすることが定められている。その他、検査前の滅失等は相手方負担であること、納入後の損傷は県に過失がない限り良品と交換すること、交換に応じる期間は1年間であること、県の都合によって契約の変更または一時中止を命ずることができ相手方は拒むことができないこと、市場価格に変動があった場合には、単価を変更できること、相手方の故意、過失による事情により解除ができること、その場合相手方は違約金を支払うことなどが定められている。

#### 第5 履行の監督及び確認

- 1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。内容は①契約名②当月の契約数量③契約金額④契約年月日⑤検査場所⑥履行期限⑦履行年月日⑧納入者⑨検査立会人である。

- (2) 監督及び確認の方法

相手方の債務は、ガソリン等の給油であり第1の2に記述したとおり、給油所から提出される請求書に添付された伝票と県の伝票の控えを照合して履行を確認している。

#### 第6 契約事務の進行

- 1 契約事務の進行は次のとおりである。

平成29年 4月 1日 単価契約書締結

- 1 1月 15日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 平成29年 1 1月 17日 単価変更契約締結
- 1 1月 20日 適用
- 1 1月 30日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 1 1月 30日 千葉県石油協同組合から要望書（A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 1 2月 4日 単価変更契約締結
- 1 2月 5日 適用
- 平成30年 1 1月 12日 千葉県石油協同組合から見積単価FAX
- 1 1月 12日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 1 1月 15日 単価変更契約締結
- 1 1月 16日 適用
- 2 月 8日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 2 月 8日 千葉県石油協同組合から要望書（軽油の単価増額）が千葉県知事宛に提出
- 2 月 9日 単価変更契約締結
- 2 月 13日 適用
- 2 月 15日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 2 月 15日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリンの単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 2 月 19日 単価変更契約締結
- 2 月 20日 適用
- 3 月 1日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 3 月 1日 千葉県石油協同組合から要望書（A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 3 月 2日 単価変更契約締結
- 3 月 5日 適用

## 第2款 指摘

指摘はない。

### 第3款 意見

#### 第1 随意契約の選択

- 1 本件は、昭和53年3月31日付で、千葉県石油協同組合との間で千葉県が使用する燃料（総務部管財課取扱い分に限る）の購入にあたり、昭和53年4月1日から昭和54年3月末日までを契約期間とする随意契約の覚書が締結されたのち、今日まで契約期間を1年間とする単価契約が毎年繰り返し締結されている。なお、ここ5年間においては単価契約書の構成は同じであった。昭和53年度に覚書を締結することになった経緯は、従前指名競争入札を行っていたところ、千葉県石油協同組合から、県に対し随意契約の要請があったことからである。県は、法的に随意契約が可能であること、官公需適格組合との随意契約は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく国の方針に沿うこと、安定供給が確保できること等から、随意契約を締結することとし、上記覚書を締結したという経緯がある。
- 2 しかしながら、同様の場合に一般競争入札、個別契約方式を採用している都道府県もあり、千葉県もそのことを把握していたことからすると、本件において条文の要件であるその性質目的が競争入札に適さないとはいえない。また官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律は競争入札を否定する根拠にならない。そもそも随意契約は例外であり、談合を防止する観点からも相手方の要請に応じて随意契約を選択するといった手法は適当ではない。京都府において、単価価格が店頭価格より高いことが判明したことを契機に法人用カードを使用する個別契約方式を採用していることからすれば、千葉県においても随意契約以外の方法がないのか検討することが望ましい。

#### 第2 契約書について

表題が「単価契約書」となっているが、「継続的売買に関する基本契約書」など当該契約の中身が了解しうる表題が望ましい。また、個別契約の成立要件を明確にするためその旨の条項を設けるべきである。本件の場合、給油所にて、指定の燃料伝票を給油所に渡し、給油所が特段の異議なく受領した場合には、申し込みと承諾があったものとして売買契約が成立すると解釈しうる。そこで、「個別契約は甲が乙に対し、所属、氏名、ナンバー給油の種類、給油量等を明記した所定の燃料伝票を交付し、乙が特段の異議なく受領したときに成立する。」などの条項を設けることが望ましい。さらに、本件は、自動車の燃料を購入する契約であるところ、万一燃料が不良品であった場合、当該自動車本体が損壊することとなる。そこで、納入された燃料によって自動車が損壊した場合に相手方が賠償責任を負

う旨の規定を設けることが望ましい。

## 第63節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本契約は、県が保管する高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ）の処分を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

高濃度PCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県が策定した処理計画において、平成24年3月までに本契約の相手方において無害化処理を行うこととされており、本契約は当該処理を委託することを目的とした契約である

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

##### 2 契約方法の選択理由

高濃度PCB廃棄物の処分については、国がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法6条1項に基づき策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即し、県が、同法7条1項に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定めている。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に当たっては、同計画に従って処理を行わなければならないところ、同計画において、高濃度PCB廃棄物の処理施設として指定されているのは、本契約の相手方のみであり、高濃度PCB廃棄物の処理は、同社しか行うことができない。そのため、本契約は、随意契約により同社を相手方として行われている。そのため、自治令167条の2第1項2号による随意契約が選択されている。

##### 3 相手方

契約の相手方は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づいて国が全額出資して設立した特殊会社である。

##### 4 下請負の有無

下請負は使用されていない。

##### 5 見積合わせ

相手方が1者に特定されるため、当該1者から見積書を徴取している。

### 第3 契約金額

#### 1 報酬額

報酬額は1215万9780円（消費税込み）である。

#### 2 予定価格

1215万7788円（消費税込み）である。

#### 3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.98%である。予定価格は、相手方が定めた料金表にしたがって予定価格の積算を行っているが、税抜価格の合計額に消費税をかけているため、相手方の見積額と差異が生じている。

### 第4 契約書

#### 1 契約書の書式

契約書本体のほか、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。

#### 2 契約書の記載内容

契約書の条項は10条からなり、委託内容、適正処理に必要な情報の提供、再委託の禁止、権利義務の譲渡禁止、業務終了報告、委託料金の支払、機密保持、契約解除、損害賠償などの条項が定められている。県が処理を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び処理料金は別表1として添付され、受注者がPCB廃棄物を最終処分する場所、方法及びその処理能力については別表2として添付されている。

### 第5 履行の確保

#### 1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項6号により免除されている。

#### 2 履行の監督及び確認

##### (1) 検査調書

検査調書は作成されているが、「下記の契約について平成30年1月19日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言の下に、契約を特定するための情報が記載されている。

##### (2) 監督及び確認の方法

相手方からマニフェストD票の提出を受けることにより履行確認を行っている。

### 第6 契約事務の進行

|       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 平成29年 | 8月15日  | P C B廃棄物の無害化処理業務の委託につき執行伺い |
| 平成29年 | 8月17日  | 上記の決裁                      |
|       | 8月21日  | 見積書の徴取                     |
|       | 9月11日  | 契約締結につき執行伺い                |
|       | 9月14日  | 上記の決裁                      |
|       | 9月15日  | 契約締結                       |
|       | 11月22日 | 廃棄物の運搬事業者への引渡し             |
| 平成30年 | 1月19日  | 業務完了報告書を受領                 |
|       | 1月19日  | 検査調書を作成                    |
|       | 1月25日  | 請求書を受領                     |
|       | 2月 5日  | 報酬支払                       |

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項6号により契約保証金が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき」と規定しているが、県では、契約の相手方が、国が100%出資している特殊法人であり、高濃度P C B廃棄物処分の指定機関であるため、同号に該当すると判断しているとのことである。しかしながら、契約保証金の免除は例外的な取扱いであり、厳格な要件が課されていることからすれば、相手方による契約の履行が確実であるかどうかについては、単に契約の相手方が、国が100%出資する特殊法人であり、高濃度P C B廃棄物処分の指定機関であるという点のみをもって免除の要件を満たすと認めるのは相当ではなく、P C B廃棄物の処理能力を持つのかどうか、財務状況に問題はないかなどといった点について実質的な審査をするべきである。
- 2 また、契約保証金免除の審査にあたり、審査内容が記録されていないため、本契約の締結にあたり、具体的にどのような資料に基づいて免除要件の有無を審査したのかを確認することができない。そのため、契約保証金を免除する場合は、免除の審査にあたって、いかなる資料に基づいて審査をしたのか記録を残しておくべきである。

### 第2 履行の監督及び確認

- 1 報告書の作成

相手方による履行を確認したことを報告する文書として検査調書が作成されているが、その記載事項は「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。相手方による履行の確認を行った記録として、検査調書以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。

## 2 履行確認

契約書上、相手方による業務終了報告書は、マニフェストD票の送付をもって代えることとされており、契約相手方からは、業務を完了した旨を記載した形式的な業務完了報告書とともにマニフェストD票のみが提出されている。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の2第7項は、事業者が、特別管理産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることと定めていることから、最終処分まで適正になされたかどうかを確認すべきである。第49節における指摘と同様に、相手方からは、D票にとどまらず、最終処分が完了したことを確認するためにE票の提出も求めるべきであり、契約条項上もE票の提出を義務付けるべきである。

## 第3款 意見

意見はない。

## 第64節 生ごみ処理機制御系システム等変更業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、生ごみ処理機の操作盤の交換及び制御系システムの変更を目的とする請負契約である。

##### 2 契約の目的

修理をした生ごみ処理機は、県庁舎における生ごみを減量化する目的で、県庁舎の地下に設置されていて、県庁舎から排出される生ごみの約8割を分解消滅させ、残り約2割を肥料として生産する能力をもつ。契約の目的は、操作盤及び制御機器を交換し、これに伴い制御系システムを変更して、故障した生ごみ処理機を再稼働させることである。既存のタッチパネル式操作盤を修理しなかった理由は、生ごみ処理機の設置が平成15年3月であり、経年劣化により修理が困難であったからであり、方式をタッチパネル式からスイッチ式にした理由は、前者の

操作盤の生産が終了していたからである。

### 3 契約の変更

契約の変更はない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

本節の契約方式は、随意契約である。

### 2 契約方法の選択理由

県が、本節の委託の契約方法として、随意契約を選んだ法的根拠として示すところは、自治令167条の2第1項2号の「委託の目的や性質が競争入札に適しない場合」である。

### 3 相手方

本節の契約の相手方は、県に生ごみ処理機を販売し設置した会社から同社が販売し設置した生ごみ処理機の保守点検業務を引き継いだ会社であり、本店所在地は東京である。県は、毎年度、生ごみ処理機の保守点検業務を委託している。ただし、同社は、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていない。生ごみ処理機の修理は、過去、平成25年6月26日のタッチパネル取替等、平成26年2月12日の排気ブロワー取替、平成27年2月13日の内部基盤取替の3回行われているが、それらの修理委託の相手方は、いずれも本節の契約相手方と同一会社である。

### 4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

### 5 見積合わせ

本節の契約事務においては、相手方から見積書を徴取しただけであり、他の業者から見積書を徴していない。

## 第3 契約金額

### 1 代金額

代金は236万円、消費税は18万8800円、合計254万8800円である。

### 2 予定価格

県の予定価格は、代金269万6000円、消費税21万5680円、合計291万1680円である。これは、相手方を見積額を参考にして、平成29年度建築保全業務労務単価に基づいて算定した金額である。

### 3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、87.54%である。

#### 第4 契約書

##### 1 契約書の書式

本節の契約書は、業務委託契約書と記載され、契約の名称、履行期間、業務委託料等が箇条書きされた書面に契約条項を記載した書面と「生ごみ処理機制御システム等変更業務委託仕様書」が綴られ、割印が押されている。

##### 2 契約書の記載内容

- (1) 契約の内容及び特約は、仕様書に記載されている。その記載の項目は、委託業務の名称、履行場所、履行期間、業務の実施、業務内容、業務の報告、業務の確認、経費の負担区分、その他の注意事項である。
- (2) 業務の実施の項目には、①業務責任者選任通知書の提出及び同書に雇用契約等の雇用関係を証明する書類の添付、②業務を実施する者の氏名及び保有する資格等を証明する書類の写しの提出、③業務の実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書の提出、④実施日時、内容、手順、範囲、責任者名、担当者及び安全管理を具体的に定めた作業計画書の提出、⑤貸与する鍵の管理、⑥本仕様書に記載無き事項は「建築保全業務共通仕様書」による旨が、記載されている。

#### 第5 履行の確保

##### 1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。

##### 2 履行の監督及び確認

###### (1) 検査調書

検査調書には、「検査した結果、履行を確認」との前文の下に、業務名、契約数量、契約金額、契約年月日、検査場所、履行期限、履行年月日、請負者、検査立会人の氏名が表形式で記載されている。

###### (2) 監督及び確認の方法

検査調書には、履行過程の確認、検査の方法、検査に用いた資料、検査の結果として正常に作動した等の具体的事実の記載はなく、添付資料の有無の記載もない。しかし、業務完了報告書の提出を受けて検査し、検査立会人が立ち会い、制御系システムを作動させて正常に作動することを確認して、行ったものと認められる。

#### 第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| 平成29年 | 5月26日  | 生ごみ処理機の操作担当職員から故障の連絡受理<br>保守点検業者に点検・修理依頼 |
| 平成29年 | 5月29日  | 保守点検業者が点検<br>管財課庁舎管理室にタッチパネル生産終了を報告      |
|       | 8月21日  | 契約相手方から参考見積書受領                           |
|       | 10月25日 | 設計書作成、予定価格作成                             |
|       | 10月31日 | 執行伺い起案                                   |
|       | 11月6日  | 契約相手方に見積依頼                               |
|       | 11月10日 | 契約相手方から見積書受取                             |
|       | 11月15日 | 契約締結伺い・支出負担行為伝票起票                        |
|       | 11月16日 | 随意契約による支出負担行為決裁                          |
|       | 11月16日 | 業務委託契約締結                                 |
| 平成30年 | 1月22日  | 業務完了報告書受取                                |
|       | 1月23日  | 検査実施、検査調書作成<br>請求書受取、支出伝票起票              |
|       | 2月2日   | 出納局登録                                    |
|       | 2月7日   | 代金支払                                     |

## 第2款 指摘

### 第1 契約方法の選択

#### 1 契約締結過程の記録作成

- (1) 契約方式は、随意契約であり、契約の相手方は、生ごみ処理機の保守点検を請け負わせていた業者である。県は、随意契約を選択した理由として、「生ごみ処理機の保守点検を請け負っている業者でない業者に修理を委託すれば、生ごみ機本体に重大な支障が生ずるおそれがあるため、自治令167条の2第1項2号の委託の目的や性質が競争入札に適しない場合に当たる。」「生ごみ処理機の制御系システム変更については、内部フィンの回転速度や停止するまでの負荷の強さ、内部温度の設定など機器の細かい仕様を熟知している必要がある、これらの情報は他社に公開されていないため、当該機器を熟知している相手方でなければ施工ができない旨、他社から口頭で説明があった。」と説明している。
- (2) しかし、前述の他社の説明は、直接の説明ではなく、担当者による伝聞であり、その内容を確認することができない。しかも、その説明内容は、抽象的かつ簡略的であって、理解することが困難であるが、質問を重ねることもできない。「内部フィンの回転速度や停止するまでの負荷の強さ、内部温度の設定など機器の細かい仕様を熟知している必要がある」と説明されても、タッチパネルからスイッチ

方式への交換が内部の機器の駆動とどのように関係にあるのか、ごみ処理機は他社の技術では対応できないほどの高等技術を用いた精密機械なのか、設置された平成15年の技術に現在の技術が対応できないのか、疑問は尽きない。それゆえ、施工できるものの、他社製品であるために危険負担が大きく、見積額が競争に耐えない程高額になることが予想されたため、婉曲に修理を断った可能性も否定できない。そのため、本節の契約につき、随意契約を選択したとの判断が相当であったかを確認することは困難である。なお、県から、その後、本節の生ごみ処理機で使用している微生物の情報は他の業者には公開されていないとか、本節の生ごみ処理機の有用性は高いので廃棄する選択肢はなかったとの説明があった。

## 2 稼働停止の検討

- (1) 本件生ごみ処理機の耐用年数につき、県は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき10年としているが、本件生ごみ処理機は平成15年3月に設置されていて、その耐用年数を大きく超えている。しかも、本件生ごみ処理機は、平成25年にタッチパネルが故障し、平成27年に内部基盤が故障していて、本節の修理は4回目であることから、実際にも劣化が進んでいると推測される。そして、本節の修理代金は、約255万円であり、過去3回の修理代金がいずれも18万円を下回っていたことと比較して遙かに高額となっている。それゆえ、そもそも修理することが相当であったのかという疑問も生ずる。これは、本節の生ごみ処理機の微生物の情報が他の業者には公開されていないことと関係がないことである。そして、本節の生ごみ処理機の有用性が高いとしても、そこからのみ修理ありきとの判断は相当ではなく、耐用年数の経過、修理の回数、修理費の高額化も検討する必要がある。
- (2) よって、本節の契約事務は、修理を前提として契約事務を進め、廃棄する選択肢を検討しなかった点において相当性を欠く。それゆえ、今後本件生ごみ処理機が故障したときは、耐用年数、修理費の金額等を調査し、廃棄も含めて調査し、検討すべきである。

## 3 書類の保管

- (1) 本件生ごみ処理機を設置したときの契約書、設計図、カタログ等が保管されていない。本件生ごみ処理機は稼働しているにも係わらず、書類保管期間の5年が経過したからという理由で廃棄したとのことである。その結果、他の業者が本件生ごみ処理機の修理を検討するに必要な設計図等がないため、その受注を検討することも困難になった面があり、また、本件生ごみ処理機を設置した契約書が保管されていないため、相手方の見積額につき当初の設置費用と対照して検討することができなくなっている。それが、廃棄という選択肢の検討に至らなかった原因になっている可能性がある。

- (2) よって、新たに何らかの機器を設置したときは、その機器が稼働している限り、その設置の契約書、設計図等の書類を保管し続けるべきである。

## 第2 予定価格

- 1 財務規則117条は、随意契約に予定価格について規定する109条を準用している。そして、財務規則110条2項は、予定価格の作成につき、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」と定めている。取引の実例価格や需給の状況は、市場価格を意味し、履行の難易以下は、当該契約の内容を意味していると解することができるので、上記条項は、予定価格は市場価格と当該契約の内容に即して算定すべきと規定していると解することができる。これは、予定価格が、相手方となるべき者が提示する価格が適正かつ相当かを判断するための基準とするものであることに基づいている。

しかるに、本節の契約では、予定価格は、相手方の見積額を参考にして、平成29年度建築保全業務労務単価に基づいて算定された金額であり、市場価格と当該契約の内容に即して算定したとは言い難い算定方法である。

- 2 予定価格は、県が自己の判断として契約代金が適正か相当であるかを判断する基準として作成するものであることから、交渉の過程を通して、契約の相手方やその他から、専門的知識に係る資料や部材の市場価格に係る資料を入手すべきであり、それらの資料に基づいて、具体的に価格を分析し、積算すべきである。

## 第3 見積合わせ

- 1 県は、財務規則第116条の2のただし書の「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」を適用して、見積合わせを行っていない。しかし、前述のとおり、相手方でなければ施工できないとの県の結論は、特殊な業種ではないこと、調査が不十分であり、その調査報告書も作成されていないことから、見積合わせを行わなかったことの相当性に疑問が残る。
- 2 よって、2者以上の者から見積書を徴することが困難である場合は、それが困難であることや困難である理由を記述し、その根拠資料を添付した調査報告書を作成すべきである。

## 第3款 意見

### 第1 契約保証金の免除

県は、契約保証金を免除している。その理由として、財務規則99条2項3号の「契約を履行しないこととなるおそれがない」事由があるとし、また同項6号

の「契約の性質により契約保証金を徴する必要がない」場合にあたると説明をしている。その判断は相当と考えるが、そのような場合も、その契約事務が適正に行われたことを確認することができるようにするため、契約保証金を免除した理由を報告書にまとめて、これを決裁文書に添付することが望ましい。

## 第65節 文書保管業務

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

千葉県自動車税事務所において業務上作成され、保管を必要とする文書は大量であり、庁舎内で保管しきれない文書が多数存在する。本件契約は、庁舎内で保管しきれない文書の保管や、保管・使用等のための運搬作業を外部の文書保管業者に委託する請負契約である。

##### 2 契約の目的

目的は庁舎内に保管しきれない機密文書の保管であり、保管を委託している文書の量は、その時々によって若干変動があるが、平成30年3月末日時点で、後述するサイズの箱で821箱となっている。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

自治令167条の2第1項2号に基づいて随意契約で行われている。

なお、平成23年度以降、同じ業者に委託を続けており、少なくとも平成25年度以降は、いずれも随意契約によって契約がなされている（担当課によれば、平成24年度以前の契約方法については、資料が存在しないことから不明とのことである）。

##### 2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的上競争入札に適しないものをするとき」に該当することを理由として、随意契約としている。

##### 3 相手方

千葉市内に本社を有し、文書保管・配送業務、文書溶解処分等を主な事業とする株式会社である。

##### 4 下請負

下請負はない。

- 5 見積合わせ  
財務規則 116 条の 2 第 1 項ただし書に基づき、見積合わせを省略している。

### 第 3 契約金額

#### 1 代金額

##### (1) 単価契約（取引基本契約）の定め

本件は、委託する業務ごとに単価を決定し、業務量に応じて精算する単価契約であり、平成 29 年度の単価は以下のとおりである。

##### ア 文書保管料

1 箱を 330mm×450mm×310mm 程度、1 か月を 3 期として、1 箱 1 期につき、43.2 円（内、消費税額及び地方消費税額 3.2 円）

##### イ 荷役料

入庫・出庫をそれぞれ 1 回として、1 箱 1 回につき、43.2 円（内、消費税額及び地方消費税額 3.2 円）

##### ウ 運搬料

##### (ア) 個別配送

1 箱以上 75 箱以下の数を配送する場合、1 箱 1 回につき 432 円（内、消費税額及び地方消費税額 32 円）

##### (イ) 一括配送

76 箱以上 150 箱以下の数を配送する場合、1 回につき 3 万 2 400 円（内、消費税額及び地方消費税額 2 400 円）

##### (ウ) 併用配送

150 箱以上の数を配送する場合、(ア)と(イ)を併用した最も安価な料金

##### エ 当日配送料

特に依頼当日の配送を指定した場合、1 箱 1 回につき 5 400 円（内、消費税額及び地方消費税額 400 円）

##### (2) 支出額

本件の契約金額（契約時における年間支払見込額）は 1 1 9 万 4 8 2 5 円（税込）である。

#### 2 予定価格

予定価格は 1 1 9 万 8 8 3 8 円（税込）である。

#### 3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額の比率は 99.67% である。

### 第 4 契約書

## 1 契約書の書式

「文書保管委託契約書」の名称である。

契約書は、契約条項が記載された契約書に、別紙として、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」がともにつづられる方式で作成されている。

## 2 契約書の記載内容

条項は全18条であり、契約の目的、保管場所、委託料及びその支払い方法、契約期間、契約保証金の免除、目的外利用の禁止、秘密保持条項、などが定められている。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号を根拠に免除されている。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

毎月検査調書が作成されている。

#### (2) 監督及び確認の方法

担当課によれば、毎月、月末日頃に受託業者から提出される業務完了報告書及び請求明細書について、担当課の担当者と課長において、保管文書の在庫表（管理表）及び全月の請求明細書との比較でチェックを行い、課長が所長に確認結果を報告した上で、所長が検査調書を作成しているとのことであるが、これら確認過程について検査調書に具体的な記載は無く、これらを確認できる書類は作成されていない。

## 第6 契約事務の進行

平成29年3月10日 執行伺い起案

3月13日 同決裁

4月 1日 契約締結伺い起案

4月 1日 同決裁・文書保管委託契約締結

## 第2款 指摘

### 第1 随意契約の選択理由

1 本件の契約方式は随意契約であるが、平成23年度から契約相手の業者が同一である上、1者随意契約であることを理由に、見積合わせも省略されている。

随意契約を選択する理由につき、県は、契約相手を変更した場合、既に預けて

ある文書を新たな契約相手の保管場所に移動する必要があるが、①その場合に、文書紛失の危険性を除去できないこと、②その場合に、委託費全体に対し、相当程度多額となる輸送費用がかかること、の2点を挙げており、自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的上競争入札に適しないものをするとき」に該当するとしている。

2 しかしながら、本件業務は、一度預けたら一切文書の移動を行わないといったものではなく、年度途中においても必要な文書については、保管場所から一時的に庁舎内に移動し、使用後に再び保管場所に移動することもあれば、これまで庁舎内で保管していた文書を新たに委託業者の保管場所に移動することもあるなど、常に文書の移動が予定されている業務である。すなわち、本件業務において、移動による文書紛失の危険は業務の性格上不可避免的に生じるものであって、委託業者を変更しなくても常に存するものであるから、これらの危険性除去は、業者の適格性を審査する段階で十分に考慮すれば足りる事由であって、随意契約を継続する理由とはなり得ない。

3 また、確かに、契約相手を変更する場合には、新たな契約相手の保管場所に現在保管中の文書を移動する費用として、平成29年度の契約金額の2割～3割程度に相当する金額の輸送料が必要になることが想定される。そこで、この輸送料を加味した場合、他の業者ではおよそ、現在の契約相手との契約金額を下回る可能性がないといえるのであれば、自治令167条の2第1項2号にいう「その性質上競争入札に適しない」場合に該当すると考える余地が出てくるように思える。

しかしながら、県における契約は入札が原則であり、随意契約はあくまで例外的場面でのみ許されることからすれば、上記のように考えることができるのは、他の複数の業者から見積りを徴取し、輸送料を加味した場合に、他の業者ではおよそ、現在の契約相手との契約金額を下回ることができないことが実証されている場合に限られるはずである。担当課による見積合わせ等が一切行われず、他の業者の保管料や輸送料等について調査すらなされていない現状では、随意契約とする理由としては不十分と言わざるを得ない。

4 担当課の述べる理由で安易に随意契約が認められれば、未来永劫、現在の契約相手と契約を継続することとなり、次第に、契約相手との緊張関係が失われることにもなりかねない。担当課は、他の複数の業者からも見積りを徴取するなどして、上記輸送料を加味した場合に現在の契約相手に価格面で大きな優位性があるかどうかを常に検証し、優位性が失われている場合には、競争入札の導入や、仮に随意契約を継続する場合でも、見積合わせを行うなどの手法を検討すべきである。

## 第2 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び後段を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。この点について担当課は、①相手方が、過去2年間に県との間で同種・同規模の契約を複数回以上にわたって締結しており、②これらをすべて誠実に履行していると認められることから①②の要件は満たし、③の要件についても、執行伺いの時点で、物品等入札参加業者適格者名簿（県の入札への参加資格を有すると認められた者が登載される名簿で、自己資本等の経営規模、流動比率等経営状況を数値化した上で、AからCまでの等級に格付けされているもの）において委託におけるA等級に格付けされていることを確認していること、を根拠に要件を満たしていると判断したようである。
- 2 しかしながら、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない。また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要がある。
- 3 この点、確かに担当課の述べる物品等入札参加業者適格者名簿における格付けは、相手方の経営規模や経営状況を検討する上での一資料であることは疑いない。  
しかしながら、同名簿における「委託業務」の格付けは、製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に付与される点数の基準を予め設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせた110点中70点以上をA等級と格付けするものである。この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。
- 4 財務規則99条2項3号に定める「契約を履行しないこととなるおそれがない

と認められるとき」の要件は、それ以外の要件とは異なり、契約相手の現在の経営状況に基づき判断されなければならないはずである。とすれば、当該要件の該当性について、この物品等入札参加業者適格者名簿における格付けのみで判断することは妥当ではなく、他の現在の経営状況に関する資料等とあわせて、判断がなされなければならない。

- 5 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。
- 6 契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 履行の確認

担当課において毎月の履行状況を確認した後、その都度検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切ない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

## 第66節 平成29年度千葉県職員研修等事業業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、平成29年度千葉県職員研修等事業の準委任契約である。

##### 2 契約の目的

千葉県職員に対する職員研修基本計画に定める研修の企画、実施、運営及び評価等を行うものである。

##### 3 契約の変更

契約変更はない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

随意契約（プロポーザル方式）である。

プロポーザル方式とは、公募または指名により複数の者からその契約目的に合致した企画の提案を受け、その中から企画・提案能力の優れている者を契約の相手方として選ぶ方式である。

### 2 契約方法の選択理由

(1) 県が、本節の契約方法として、随意契約を選んだ法的根拠として示すところは、自治令第167条の2第1項2号の「委託の目的や性質が競争入札に適しない場合」である。研修等事業は、高い専門性等が求められるとともに、業務遂行の確実な実施体制などが不可欠であることから、これらの能力を求めるとともに、研修の実施内容について、県と調整のうえ契約が可能となる当該契約方式が採用された。

(2) プロポーザルへの応募要件として、平成25年度から平成27年度までの間に、研修の企画、運営等の一連の業務を包括的に受託した実績及び職員の能力開発についてコンサルティングを行った実績を有することとしている。

応募者は2者である。

### 3 相手方

経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行う一般社団法人である。同法人の平成29年度の経常収益は約30億円である。

### 4 下請負

なし。

### 5 見積合わせ

プロポーザル方式のため、見積合わせはしていない。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

8217万5904円（税込）である。

### 2 予定価格

8217万5904円（税込）である。財務規則110条2項に基づき、過去の見積等を参考に県が独自に積算したものである。

### 3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として業務委託契約書約款（全21条）が一体として綴じられている。

### 2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、千葉県職員研修等事業業務委託仕様書に次のとおり定められている。

#### (1) 研修の企画

#### (2) 研修の実施・運営

ア 若手職員育成研修

イ 職務別研修

ウ パワーアップ研修

エ 特別研修

#### (3) 研修の評価及び効果測定

#### (4) その他研修関連事項

契約期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日である。平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為に基づき、初年度（平成28年4月1日）に基本協定書を締結して、3年間の委託料限度額を設定している。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

財務規則99条2項3号に基づき免除されている。

委託候補者の選定にあたり、業務受託実績、責任者や事業実施体制、講師数、事業費の積算及び経営状況等を確認し、契約を履行しないこととなるおそれがないことを確認している。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

業務の履行後、県は業務の履行を確認し、検査調書を作成している。

#### (2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び履行の方法の記載はない。

研修後、受講者からアンケートを取得したり、県との間で協議を行うなどして、研修の効果の検証を行っている。

## 第6 契約事務の進行

本節の契約は、平成28年に基本協定書が締結されている。

基本協定書に係る事務の進行及び本節の契約に係る事務の進行は、概ね以下のとおりである。

|            |  |
|------------|--|
| 平成27年4月～6月 | 3か年の研修計画（方向）の作成                                |
| 6月         | 財務課との業務委託契約の限度額に関する協議                          |
| 8月         | 企画提案募集要項の作成                                    |
| 9月         | 総務部機種等選定・委託事業指名業者機種選定審査会<br>企画提案要綱の検討（審査委員会開催） |
| 10月～11月    | 公募   |
| 平成28年4月1日  | 基本協定書締結  |
| 平成29年4月1日  | 契約締結   |

## 第2款 指摘

### 第1 特記仕様書に規定する書類を徴取していないこと

データ保護及び管理に関する特記仕様書において、「データ管理計画書」「データ取扱計画」「セキュリティ措置計画」「データ管理簿」「データ返却等計画書」等を作成し、県の承認を得ることとされているところ、これらのうち「データ管理簿」及び「データ返却等計画書」が作成されていなかった。

今後は、データの適切な管理の観点から、これらの書類を漏れなく徴取されたい。

## 第3款 意見

意見はない。

## 第67節 葛南地域振興事務所借り上げ

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本節の契約は、葛南地域振興事務所を設置するためのビルの一部を賃借する賃貸借契約である。

##### 2 契約の目的

- (1) 賃借するビルは、船橋市が所有する船橋フェイスビルであり、賃貸部分は、その7階の一部である。船橋フェイスビルは、平成15年4月に、船橋駅南口の前、京成船橋駅北口の近くに位置して、船橋駅南口再開発事業として建設された市街地再開発ビルである。県は、船橋市から、船橋フェイスビル入居要請を受けて、

この再開発事業に協働することとし、葛南地域の出先機関の再編整備を行い、平成15年度に同ビル7階の一室に中央旅券事務所葛南分室（現在の旅券窓口）を置き、平成16年度から、同ビルの7階のうちの約160坪を借り受けて、葛南県民センターを置いた。同センターは、平成23年度に葛南地域振興事務所に組織替えされて現在に至っている。

(2) 本節の建物賃貸借契約は、過去5年間、同じ内容の単年度契約が反復して締結されている。なお、過去6年以前は、記録が保存されていない。

### 3 契約の変更

本節の契約には、契約の変更はない。

## 第2 契約方法

### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

### 2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した根拠法令は、自治令167条の2第1項2号である。賃借物件は、船橋駅南口再開発として建てられた建物であり、駅に近接して住民にとって便利であることから、葛南地域振興事務所の設置に適している。それ故、当該物件を借り入れるという目的が先ずあるため、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことは明らかである。

### 3 相手方

契約の相手方は、船橋市である。

### 4 下請負

本節の契約に下請負はない。

### 5 見積合わせ

本節の契約は、見積合わせをしていない。

## 第3 契約金額

### 1 賃料

(1) 賃料は、1坪当たり月額1万3000円の割合で算出した月額206万9210円、年額2483万520円、その消費税加算額は2681万6670円である。共益費は、1坪当たり月額3800円の割合で算出した月額60万4846円、年額725万8152円であり、その消費税加算額は783万8804円である。以上の賃料と共益費の合計額は、年額消費税込みにて3465万5474円である。その他、電気料金等の個別経費の負担がある。

(2) なお、船橋市は、随時周辺の地価の査定を行っていて、過去8度、賃料の値上

げが求められたが、いずれの値上げ請求も交渉の結果、賃料を据え置くことで決着している。

## 2 予定価格

予定価格は、1坪当たり1万3000円として積算した2681万6952円である。

## 3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、100%である。

# 第4 契約書

## 1 契約書の書式

定期建物賃貸借契約書に建物賃貸部分の間取りと部屋番号が記載された図面がつづられ、割印がなされている。

## 2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の題名は「定期建物賃貸借契約書」と記載され、賃貸期間は1年間と規定されているが(契約書4条)、借地借家法の適用がある定期建物賃貸借契約ではない。更新規定はないが、期間満了後の賃料改定規定がある(5条2項、6条2項)。
- (2) 解除事由において、県に生ずる事由として、差押や仮処分を受けること、支払停止をしたり、銀行から取引停止にされたり、公租公課の滞納処分を受けたり、競売の申立をされたり、破産開始決定を受ける等のあり得ない事由が記載されている。

# 第5 履行の確保

## 1 契約保証金

契約保証金は、免除している。

## 2 履行の監督及び確認

### (1) 検査調書

賃料は月額払いであり、毎月1日に前月分の賃貸借を確認して当月分の賃料を15日までに支払っている。

### (2) 監督及び確認の方法

相手方の履行は賃貸物件の賃貸等であり、その履行の監督及び確認は、入居していることによって常時できることである。

# 第6 事務手続の進行

本節の契約事務は、以下の定期建物賃貸借契約書作成だけであり、所要時間は

約2時間である。

平成29年4月1日 定期建物賃貸借契約書作成

## 第2款 指摘

### 第1 長期継続的契約

- 1 本節の契約は、建物賃貸借契約であり、一般的には、長期継続的契約にすることが多い。予算は単年度であるが、建物賃貸借契約を1年間として、毎年契約書を取り交わす必要性は乏しく、他方、長期継続契約にすることによって何らかの支障が生ずることは想定できない。そして、本節の契約事務に要する時間は2時間程度とのことであるが、2時間程度であってもこれを省くことができれば省くべきであるし、毎年度契約書を取り交わすとなれば、その都度決裁は必要となるし、書類も増えることになるが、これらの決裁事務や書類作成事務を省くことができるのであれば、省くべきである。事務効率の向上は、そのような積み重ねの結果であるといえる。
- 2 よって、船橋市に対し、長期継続的契約の締結を申し入れて協議すべきである。

### 第2 契約書の条項

本節の定期建物賃貸借契約書には、以下のとおり改定すべき条項が散見される。

- 1 解除事由
  - (1) 本節の定期建物賃貸借契約書に、契約解除事由として、賃借人である県が差押え、破産宣告、行取引停止処分又は租税の滞納処分を受けた場合、個人として、後見開始の審判がなされたり、死亡し、失踪した場合、営業許可を取り消されたり、廃業する場合等、県に生ずることが想定できない事由が規定されている。契約書を何も検討せずに記名押印して契約していると批判されても反論できない程不適切な条項である。
  - (2) 契約書は、権利義務に係わることを規定し、争いが生ずることを防止し、争いが生じたときはその解決が容易にできるようにするために作成するものであり、条項を十分に検討しないまま契約書を作成すれば、契約書の解釈を巡って争いを誘発するおそれもあるし、予想外の不利益を被る場合もあり得る。上記解除事由を規定することによる直接の実害はないかも知れないが、県の契約書作成能力、あるいは契約書を作成する態度の誠実さが疑われることは明らかであり、これによって県民に県への不信感が芽生え、やがて一事が万事として、県の行政事務全般に対する不信感が醸成されるおそれがあることは否定できない。
  - (3) よって、県についてはあり得ない解除事由は、削除すべきである。
- 2 賃料の支払方法

- (1) 賃貸料の支払につき、毎月支払うことを規定しているが、その支払うべき賃料が前月分か当月分か翌月分かが必ずしも明確ではない。その結果、建物が譲渡された場合に、賃料の支払につき争いが起こる可能性がある。この賃料支払を巡る争いは、賃貸借契約の解除事由となり得るため、重大である。
- (2) よって、当月支払う賃料が前月分か当月分か翌月分かを特定することができる記述をすべきである。

### 3 その他

そのほか、契約書名を「定期建物賃貸借契約書」と記載し、賃貸借期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日と定めているのに（第4条）、賃貸借期間満了後の賃料及び共益費の改定を定めていたり（5条2項、6条2項）、5条1項は賃貸料の定めであり、同条2項は期間満了後の賃貸料改定の規定であり、賃貸期間内の賃料改定の支障となる規定ではないのに、10条1項において、5条が賃料改定の支障となることを前提とする規定をしていたり、消費税は外税と解されるが、文言上は消費税込みかそうでないかが定められていない等（5条1項、6条1項）、改定すべき条項がある。

## 第3款 意見

### 第1 契約書作成の体制

- 1 契約書は、一定の目的をもって、その目的を実現するための双方の権利義務を定めるものである。それ故、契約書の作成は、その目的を達成するためには、どのような条項を設ける必要があるのか、それらの条項の記述をどのようにするかを検討する事務である。このような事務を遂行するには、法律、判例のみならず、紛争が起こる状況、そのような状況において紛争を防ぐために必要な措置、起きた紛争を迅速かつ効率的に解決する方法等についての知識、経験則を伴った判断力及び創造力が必要である。
- 2 しかるに、県の契約書作成事務は、定期的な配転がある一般行政職が担当して、契約書作成についての知識経験が充分でない場合もある。そこで、県は、契約書を定型化し、共通の約款を多用して、対応している。
- 3 しかし、契約には、個性があるから、定型的な書式を用い、共通約款を使用することでは不十分となる場合もあり得るし、そのような方法では対応できない場合もあり得る。本節の契約書は、後者の場合であり、そのため、前例に従って作成することが繰り返され、その結果、長期継続的契約がなされず、不合理な条項も改定されないまま推移している。いわゆるネットで公開されている他の自治体の契約書の見本と比較しても、県の契約書には見劣りするところがある。
- 4 よって、契約書を適切に作成できるようにするため、契約書の作成等の法的

業務に専従する特別職を創設するとか、必要に応じて外部の弁護士に依頼する等の対応をすることが望ましい。

## 第68節 印旛合同庁舎清掃業務委託

### 第1款 契約事務の内容

#### 第1 契約の概要

##### 1 契約の種類

本契約は、千葉県印旛合同庁舎の清掃業務を委託する準委任契約である。

##### 2 契約の目的

県は県内各合同庁舎（県の出先機関の事務所が設けられる庁舎）の清掃業務を外部委託しており、その一環として本契約が締結されている。なお、県の他の合同庁舎では、事務効率化及び経費節減のため、清掃業務と併せて庁舎内の各種保守管理業務等も同一業者に総合的に委託する方式の契約（総合管理契約）が締結されている例も見られる。印旛合同庁舎においても、平成29年度に総合管理業務委託の導入について検討を行い、その結果、平成30年度契約から清掃業務とビル管理業務を併せて、総合管理契約かつ3年間の長期継続契約として発注する方式に変更している。

##### 3 契約の変更

契約の変更はない。

#### 第2 契約方法

##### 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

##### 2 契約方法の選択理由

- (1) 本契約は、当初、一般競争入札により相手方を選定する予定であり、一般競争入札が実施された。そして、入札には計18者の入札者が参加したが、このうち11者は、入札価格が特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領4条3項の価格失格判定基準（予定価格の100分の70）に満たず失格した。また、それ以外の7者は、低入札価格調査の対象となったものの、報告書を提出したのは1者のみであり、かつ、当該業者も失格となったため、結局、入札は不調に終わった。そのため、県は、再度の入札を行うことにしたが、再度の入札を行うまでの期間（平成29年4月3日から同年5月31日まで）にも業務を委託する必要があったので、自治令167条の2第1項5号（「緊急の必要により、競争入札に付することができないとき」）に基づき本契約が随意契約の方式により締結された。

(2) 以上のとおり、本契約は、あくまで再度の入札を行うまでの期間に限った契約であり、平成29年6月1日以降の庁舎清掃業務委託については、一般競争入札により受注者が決定されている。

### 3 相手方

相手方は、東京都大田区に本社を置く資本金1億円の株式会社であり、一般建物及び商業施設等の総合管理事業並びに清掃管理業務等を事業内容としている。

### 4 下請負

本節の契約に下請負はない。

### 5 見積合わせ

県は、本契約の締結に先立ち、3者から見積書を取得し、予定価格内の最廉価格を提示した相手方との間で本契約を締結している。

## 第3 契約金額

### 1 報酬額

報酬額は、164万358円（消費税込み）である。

### 2 予定価格

予定価格は、224万6400円（消費税込み）である。当該予定価格は、国土交通省作成の積算要領等に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

### 3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、73%である。

## 第4 契約書

### 1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

### 2 契約書の記載内容

(1) 契約書は、全20条である。

(2) 契約期間は、平成29年4月3日から同年5月31日までである。

(3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

#### ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を締結し、県の承認を得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基

づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

#### イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき清掃の具体的内容については、仕様書の別紙に「清掃基準」が定められている。

#### ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」）により、原則として翌日の午前10時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、前記報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

#### エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

#### オ 委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

## 第5 履行の確保

### 1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号を理由に免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、本契約の前年度（平成28年度）にも庁舎清掃業務を2件受注しており（うち1件は印旛合同庁舎、その余は印旛合同庁舎と同規模を有する県の機関）、いずれも適正に履行されたことを確認したため、同号に該当すると判断したとの回答を得た。

### 2 履行の監督及び確認

#### (1) 検査調書

相手方は、平成29年4月3日、本契約の履行に着手し、以後、業務を実施した日毎に清掃業務作業日報を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。県は、同報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、委託料を支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

## 第6 契約事務の進行

|             |      |                             |                         |
|-------------|------|-----------------------------|-------------------------|
| 平成29年 4月 3日 | 契約締結 | 業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理 | 以後、業務実施日ごとに、清掃業務作業日報を受理 |
| 4月30日       |      | 業務完了報告書（4月分）を受理             |                         |
| 5月 1日       |      | 検査（4月分）                     |                         |
| 5月31日       |      | 業務完了報告書（5月分）を受理             | 検査（5月分）                 |
| 6月 8日       |      | 支払（4月分）                     |                         |
| 6月23日       |      | 支払（5月分）                     |                         |

なお、仕様書では、「作業計画書」及び「作業完了届」の提出が想定されているが、本契約においては、作業計画書及び作業完了届は提出されていない。県によれば、作業計画書及び作業完了届は、毎日定期的を実施する「日常清掃」以外の「不定期清掃」等を行う場合に提出することを想定しているものであるところ、本契約では、予定していた通年契約が入札不調のため暫定的に年度当初の2か月限定の短期契約をしたものであり、契約期間中に「不定期清掃」業務が予定・実績ともなかったことから、これら書面は提出する必要がなかったとのことである。

## 第2款 指摘

### 第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、本契約

の前年度（平成28年度）にも庁舎清掃業務を2件受注しており（うち1件は印旛合同庁舎、その余は印旛合同庁舎と同規模を有する県の機関）、いずれも適正に履行されたことを確認したため」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

### 第3款 意見

#### 第1 最低制限価格

前記のとおり、本契約は当初一般競争入札により相手方を選定する予定だったが、入札者（18者）が全て失格となったため、入札は不調に終わった。入札が不調となった原因は、入札者全員の入札価格が県の最低制限価格を下回っていたことによる。契約の相手方の選定は、一般競争入札によるのが原則であり、入札不調により本契約を随意契約の方式で締結せざるを得なかったことは望ましい結果とはいえない。

県は、今後、できる限り入札不調による随意契約の締結を避けるため、不調に終わった入札の予定価格の定め方が妥当であったのか等について十分な検証をすることが望ましい。

#### 第2 契約書—履行遅滞の違約金規定

財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあり、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める（財務規則120条1項）。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。

よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。

#### 第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履

行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。